

特別支援教育の充実について

令和5年10月19日（木）

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

特別支援教育企画官 生方 裕

1. 特別支援教育の現状について

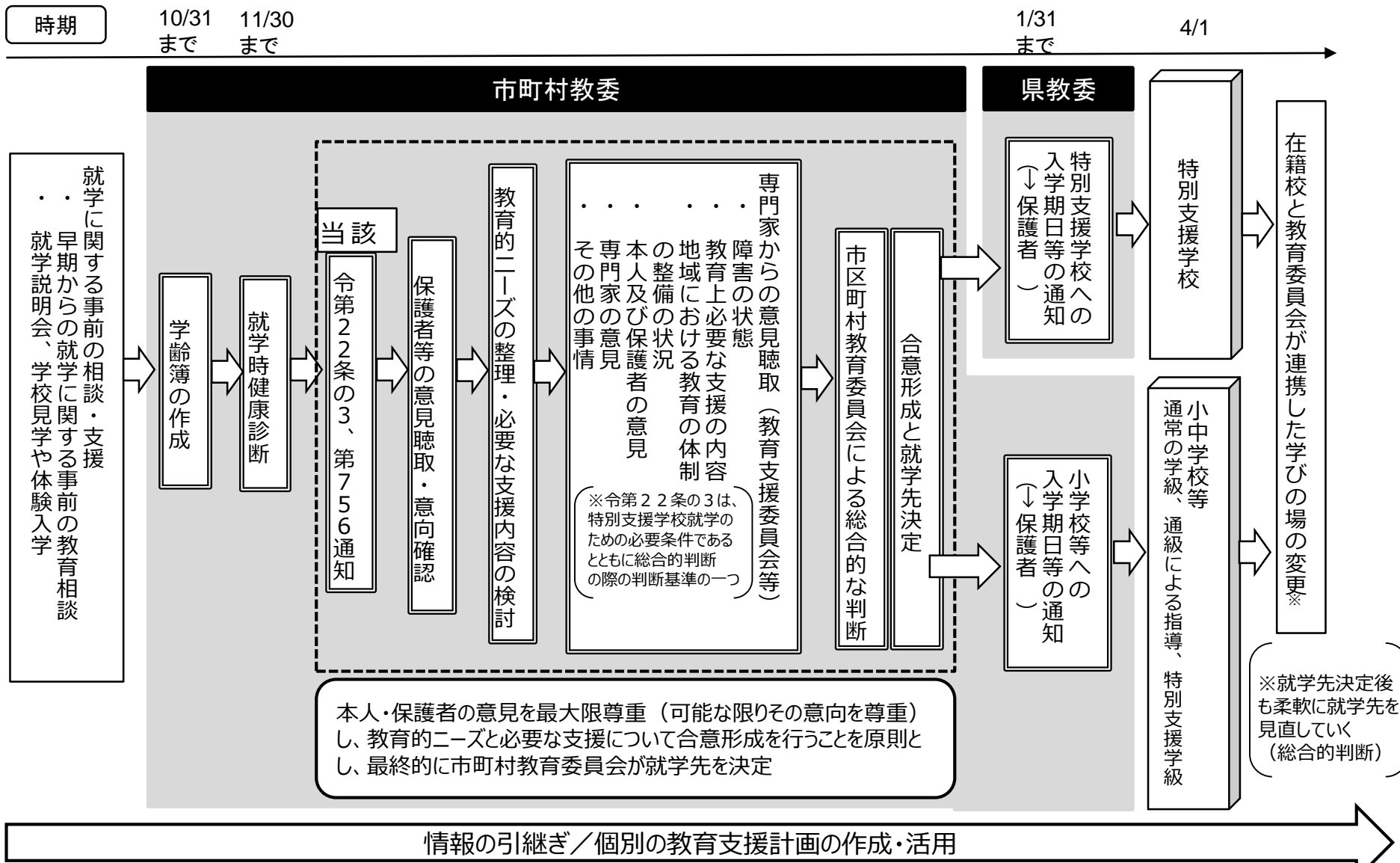
2. 最近の動向について

- ① 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
- ② 障害者権利条約に関して
- ③ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
- ④ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告について
- ⑤ 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ⑥ 病気療養児に対する支援（遠隔教育について）
- ⑦ 医療的ケア児への支援
- ⑧ 強度行動障害について

3. 参考情報

1. 特別支援教育の現状について

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

第二十二條の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

【参考】 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



文部科学省

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)
 (令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいたものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないことがある。

特別の教育課程の編成について

	特別支援学校	小学校等		
		特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
特別の教育課程	<p>「自立活動」の実施に加え、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成可。</p> <p>知的の特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた各教科が設定されている。</p> <p>(編成の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下学年の教育課程を編成する場合 ・特別支援学校(知的障害)各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合 ・自立活動を主とする教育課程を編成する場合 等 <p>※学教法施行規則第126条第1、2項</p>	<p>「自立活動」の実施に加え、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。</p> <p>※学教法施行規則第138条</p>	<p>通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成し、「自立活動」を実施。</p> <p>※学教法施行規則第140条</p>	—

「自立活動」とは

【概要】

自立活動は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこと**を目標とし、特別支援学校学習指導要領にその目標及び内容等が示されている。

自立活動の内容は、特別支援学校学習指導要領において、6区分27項目で示されており、指導に当たっては個別の指導計画を作成することが規定されている。

【小学校における取扱い】

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、

- ・ **特別支援学級**において「**自立活動を取り入れること**」
- ・ **通級による指導**において「**自立活動の内容を参考とし、（中略）指導を行う**」

と小学校学習指導要領に規定されている。（中学校は、小学校と同様に規定、高等学校は通級による指導のみ規定）

【時数】学習指導要領において、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、**適切に定める**」とされている。

具体的には・・・

【事例A】言語障害（吃音）。自分の話したいことを自分から話せない。

目標：①自分の話したいことを自分から話し出せる。

- ②人前で吃音が出てしまっても過度に不安にならず、落ち着いて行動ができる。

方法：①体験したことや興味のあることについて、自分から意欲的に話をする。
②吃音理解に関する本と一緒に読み、わからないことを話し合う。
③いろいろな読み方や話し方を体験し、話し方は1通りではないことを知る。

→ 自分の話したいことを安心して自分から話す機会が増加した。
色々な話し方を体験し、うまく話せないときに過度に不安にならず落ち着いて対処ができるようになった。

【事例B】注意欠陥多動性障害。衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。

目標：①ルールを守ることの大切さを知る。

- ②衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。

方法：①個別や小集団において、簡単なルールのあるゲーム等に取り組み、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付ける。
②学校の中で起こる実際の場面を絵やビデオで振り返りながら、適切な行動を、その理由とともに話し合う。
③気持ちを安定させるための、身体を自分でコントロールする方法を学ぶ。

→ 成功体験を実感することを通じて、衝動的な行動をコントロールしようとする場面が増え、円滑な集団参加ができるようになった。

自立活動の内容（6区分27項目）

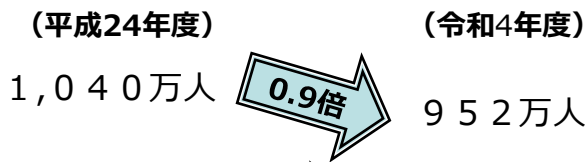
内容	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※自立活動の内容の取扱いは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編を参照）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数



特別支援学校

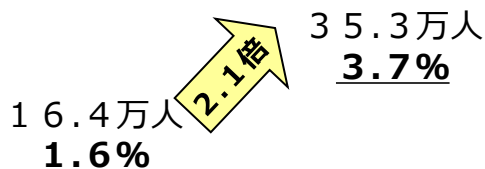
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

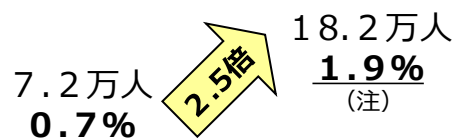
特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



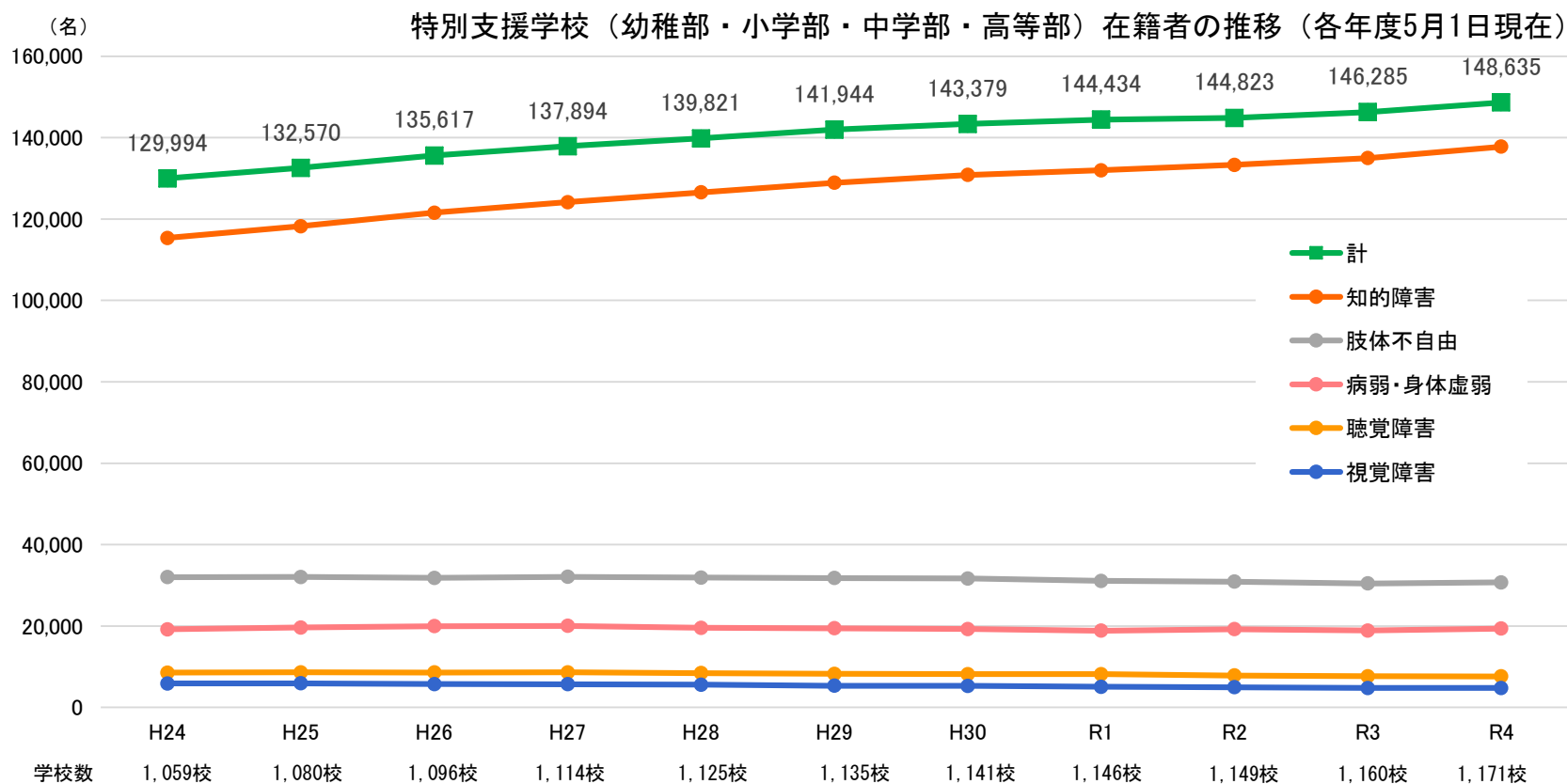
通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。
なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和4年度の状況】

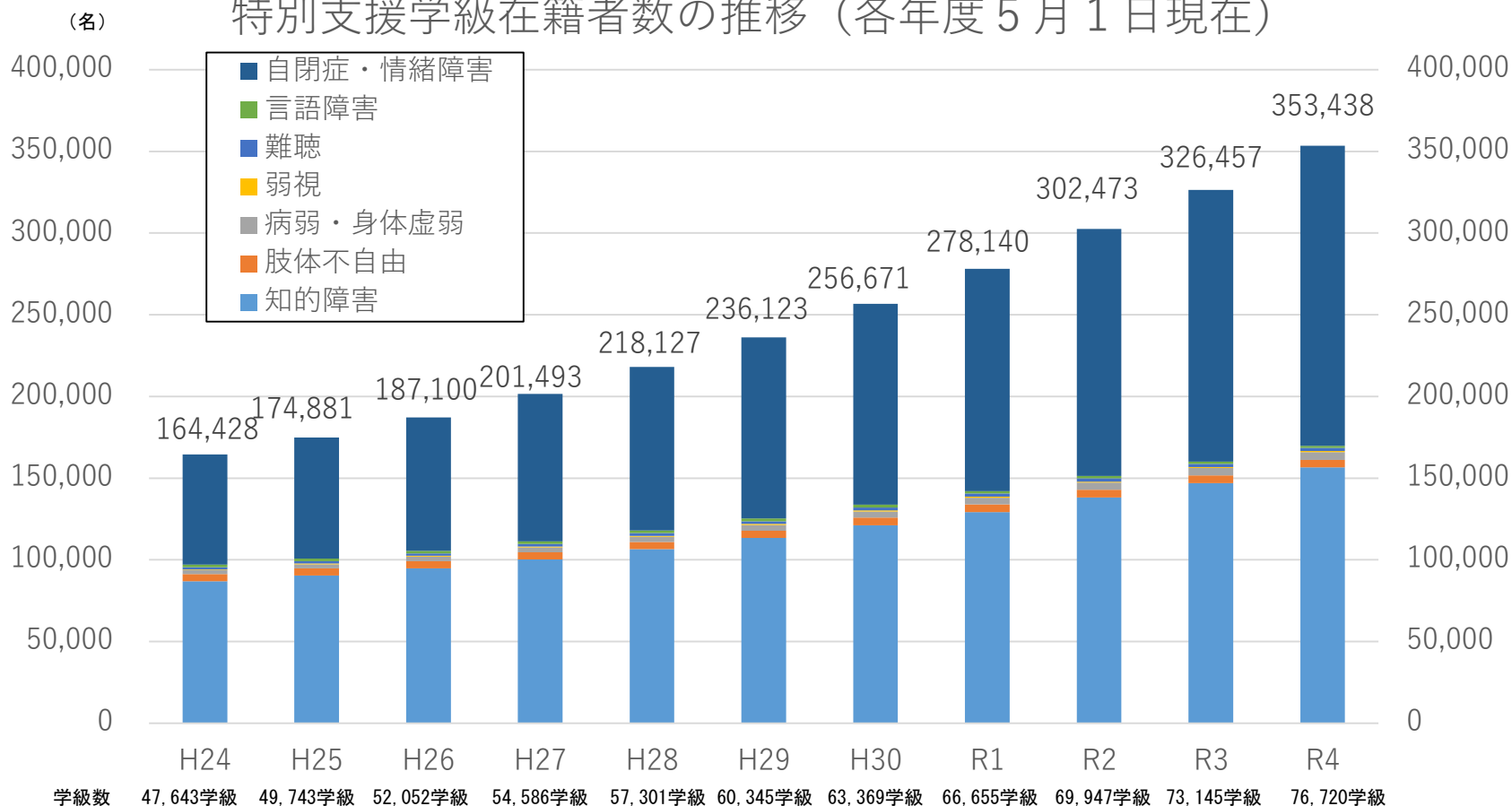
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

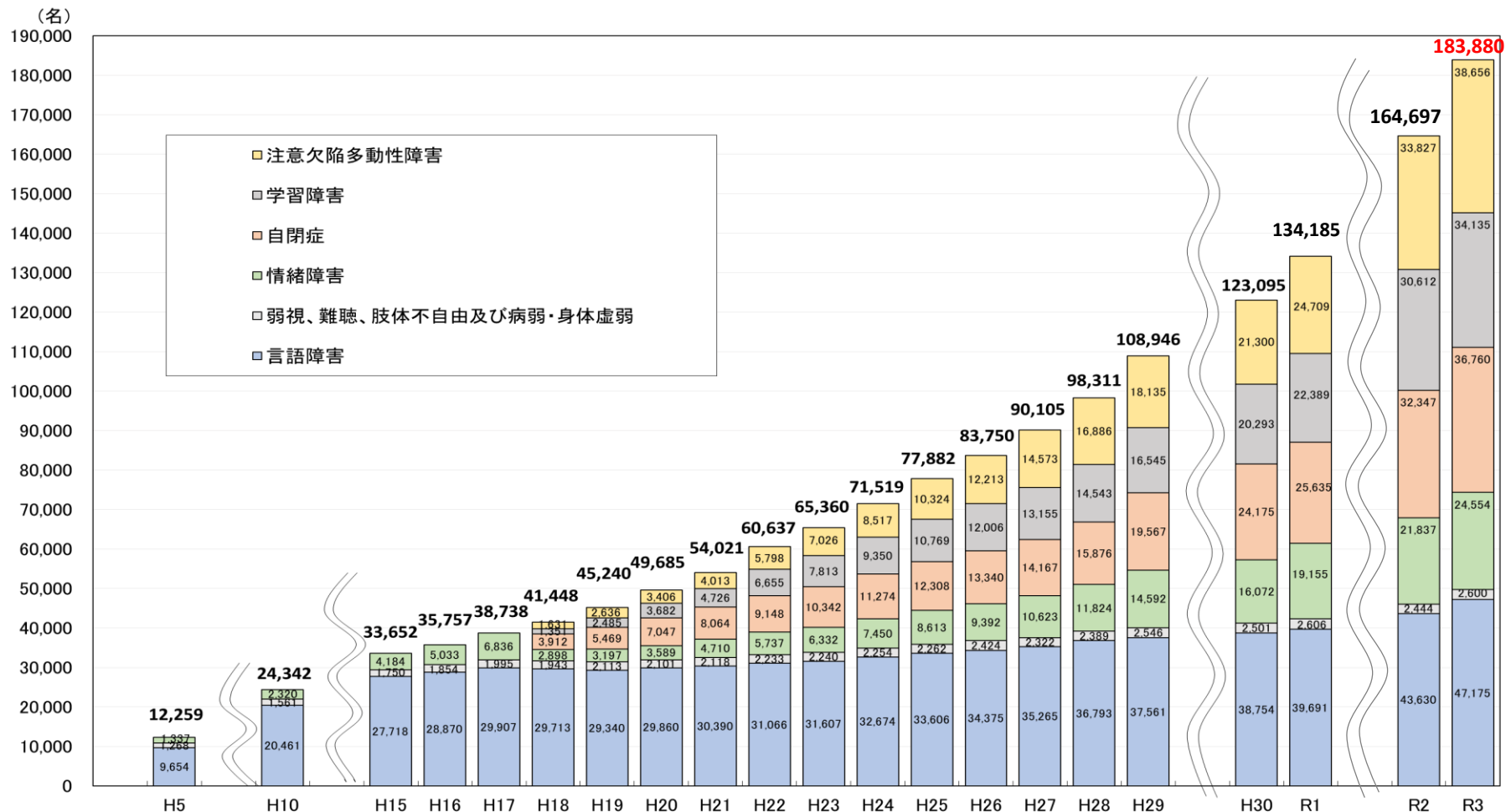


【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通級による指導の概要

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達をの基盤を培う。

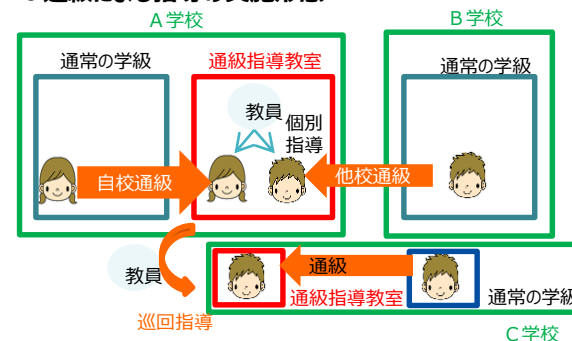
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

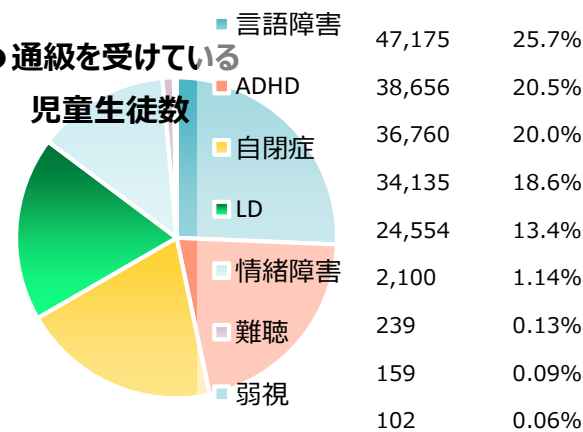
文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度～R8年度の10年間で13人に1人）
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R5年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



●通級を受けている児童生徒数



※通級による指導実施状況調査(R3年度通年)から

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和3年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人（R2年度：1,100人）であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人（対前年度47人増）に必要な経費を措置など。

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

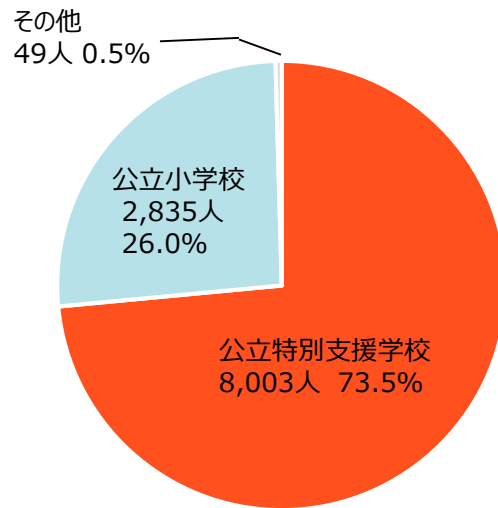
学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

1 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



(参考：平成24年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人 (72.0%)	2,293人 (27.7%)
平成25年度	6,190人 (73.2%)	2,230人 (26.4%)
平成26年度	6,341人 (73.3%)	2,274人 (26.3%)
平成27年度	6,646人 (65.8%)	3,420人 (33.8%)
平成28年度	6,704人 (68.2%)	3,079人 (31.3%)
平成29年度	7,192人 (70.0%)	3,055人 (29.7%)
平成30年度	7,429人 (72.1%)	2,817人 (27.3%)
令和元年度	8,003人 (73.5%)	2,835人 (26.0%)

※令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は62,442人。そのうち10,887人（17.4%）が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

2. 最近の動向について

- ①特別支援学級及び通級による指導の
適切な運用について

趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

総論

問0—1. 本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

- 本通知は、
 - ・ 特別支援学級で半分以上学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
 - ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ること等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

問0—2. 本通知が発出された経緯は何か。

- 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

問0—3. 本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中で発出されたのはなぜか。

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- なお、特別支援学級に在籍していながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討すべきことは、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

問0—4. 国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

- 問0—1で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問1-1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
- なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

問1-2. 通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導(自立活動)を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うものです。

問1-3. 特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。
- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日)で示しておりますので、ご参照ください。

(参考)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

問2-1. 週の半分の根拠如何。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
 - ・ 学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
 - ・ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について(前頁より)

問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

- 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数のみに着眼して学びの場を決定すべきではありません。

問2-4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

- 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問1-2で述べた通級による指導も受けることができます。文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

問3-1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

- 小学校学習指導要領の総則等において、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとするとされていることを踏まえれば、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時数が「0」であることは、学習指導要領上想定されておりません。
- したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更の検討をするべきです。

第4 通級による指導の更なる活用について

問4-1. 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

- 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

問4-2. 国の支援策も充実させるべきではないか。

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
 - ・ 通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
 - ・ 特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
 - ・ インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告をとりまとめる予定です。

その他

問5-1. 特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のために活用することもできるのか。

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のためのものではありません。
- なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

2. 最近の動向について

②障害者権利条約に関して

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
 - (a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**
 - (c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a)障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度 (general education system) から排除されない**こと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b)障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を**一般的な教育制度の下で受けること。**
 - (e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a)点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b)手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c)盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、**障害のある児童への分離された特別教育が永続していること**。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、**通常の学校に特別支援学級があること**。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、**障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること**。また、**特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知**。
- (c) 障害のある生徒に対する**合理的配慮の提供が不十分**であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
 - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
 - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
 - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
 - (e) **点字、「イーजीリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
 - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

令和4年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

（略）文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。

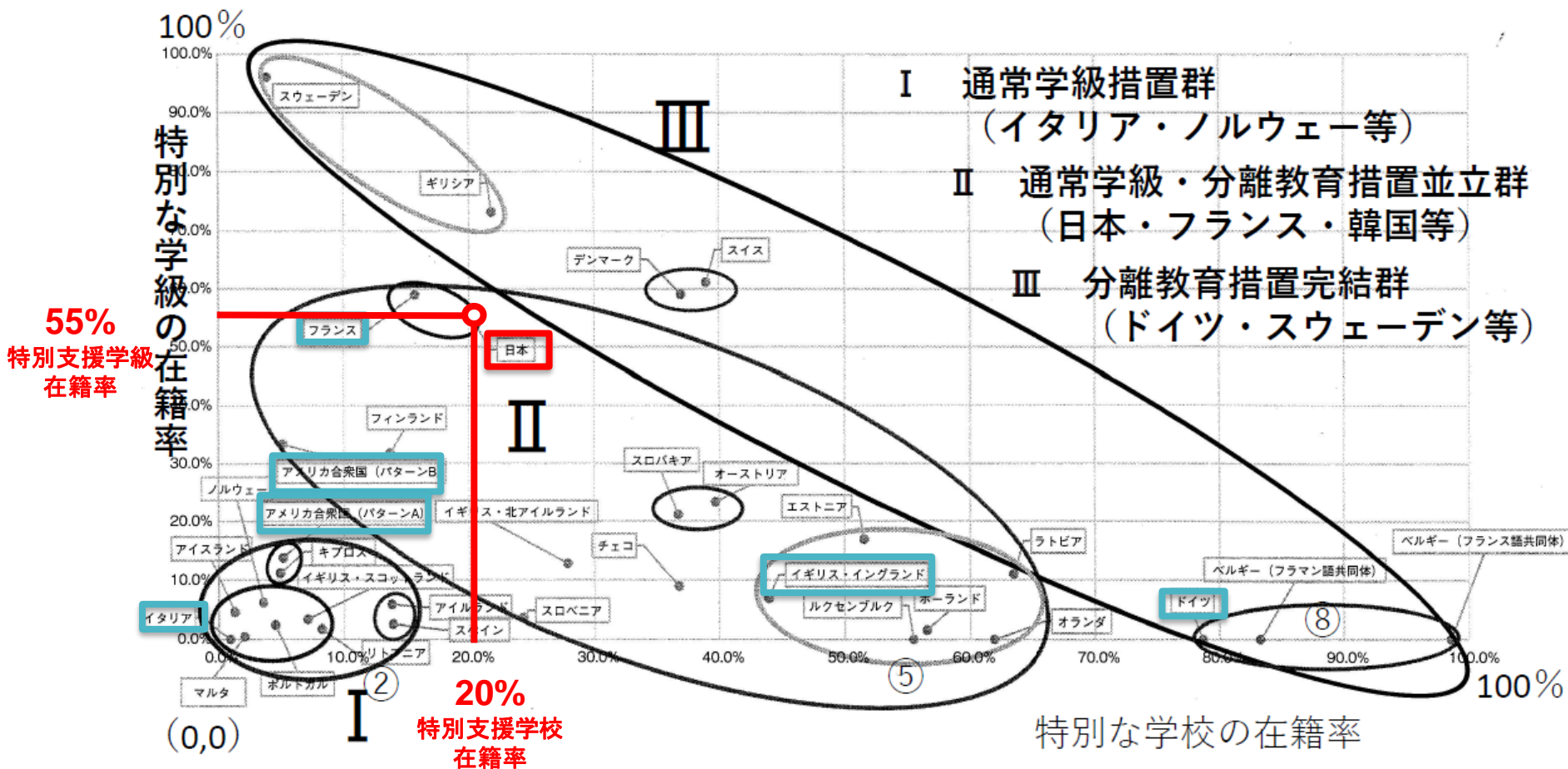
そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々**。
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆ 障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4 (a) を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号 (2016) を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、高度な手話通訳者を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。</p>

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言（概要）

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

○G7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。

- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての**教育の普遍的価値を改めて共有しつつ、持続可能な社会の創り手を育む。**
- ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した**国際的な人的交流の促進**に向けて協働して取り組む。
- ・ウクライナも含め**危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできるよう取り組む。**
- ・生成AIを含めた近年の**デジタル技術の急速な発達**が教育に与える**正負の影響**を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備

- ・コロナ禍を契機に明らかになった**学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成**に資するよう取り組む。
- ・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の**社会情動的スキルの向上**を図る。
- ・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、**ICT環境の整備**を継続するとともに、**教師のICTスキルの向上**に取り組み、**情報活用能力に係る教育**を充実させる。

② 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現

- ・デジタルの活用を含めた**一人一人の子供に最適な学び**を進めるほか、**多様な他者同士が学び合う機会**を確保し、子供たちの**ウェルビーイングの向上**に寄与する。
- ・各国・地域の事情に応じて、**少人数学級の推進**や教師が担う業務の適正化、**処遇を含む働きやすい労働条件の整備**などを推進する。これらを通じて、**魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上**や**学校の指導・運営体制の整備**を行う。
- ・特別支援教育において、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備**と、**一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備**を同時に進める。

③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成

- ・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。
- ・**全ての子供・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進**するとともに、**デジタル・グリーン等の成長分野**の人材育成や**起業家教育**を推進する。
- ・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。

④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進

- ・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の**生徒・学生の人的交流**をコロナ禍前の水準に回復し、**更に拡大**させる。
- ・大学間の**国際ネットワークの進展・深化**を通じた質の高い**国際交流・国際頭脳循環**の活発化を図る。
- ・**ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有**などを推進する。

3. G7における認識の共有

○人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。

○調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。

(参考) 2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (特別支援教育 抜粋)

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

(参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

(注) G7 : 米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

2. 最近の動向について

- ③通常の子級に在籍する特別な教育的支援を必要とする
児童生徒に関する調査結果について

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



< 調査概要 >

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域(各領域5つの設問)のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域(各領域5つの設問) *2 「書く」「推論する」の2つの領域(各領域6つの設問) ②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」） 奇数番号の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

< 調査結果 >

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

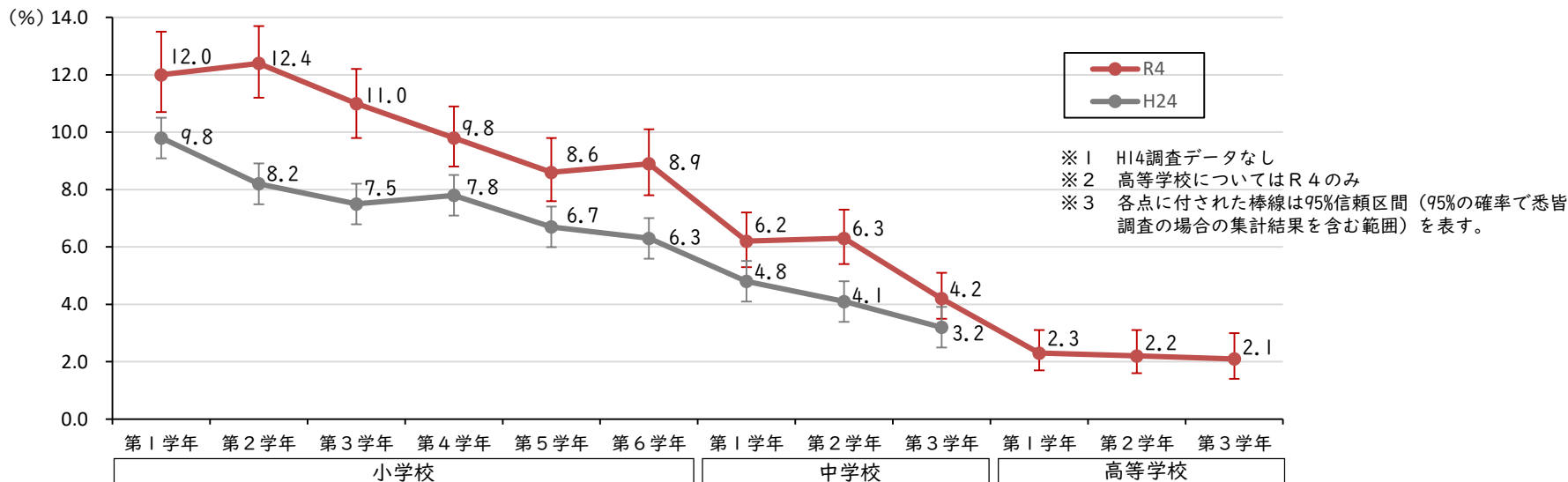
令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

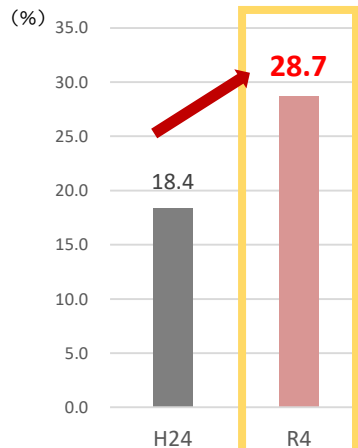
< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >



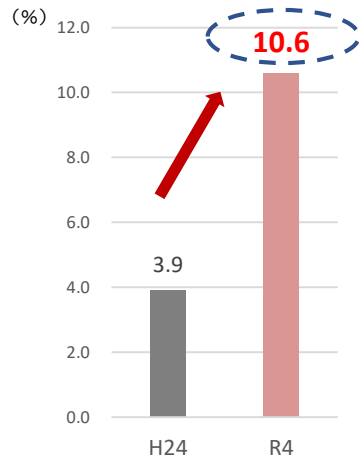
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)

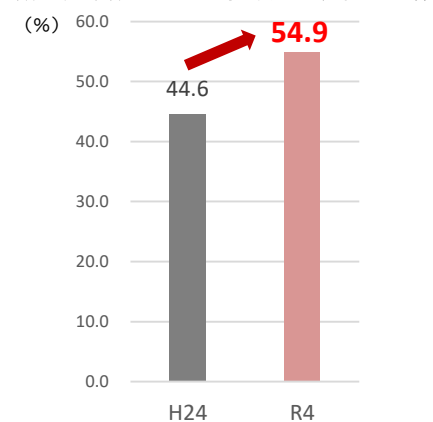
校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されている割合



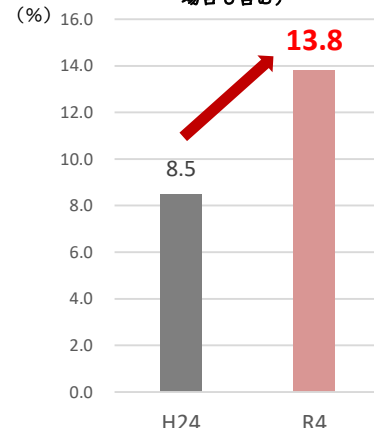
現在、通級による指導を受けている割合



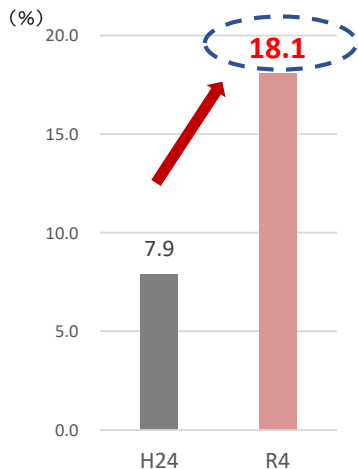
授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っている割合
(特別支援教育支援員による支援を除く)
(座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等)



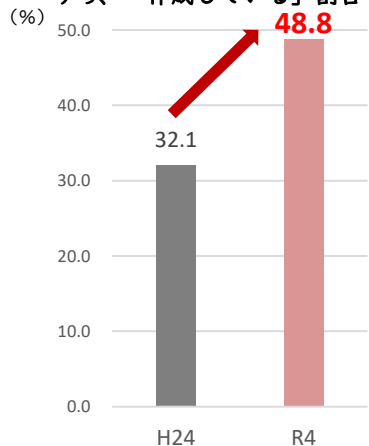
特別支援教育支援員の支援の対象となっている割合
(支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む)



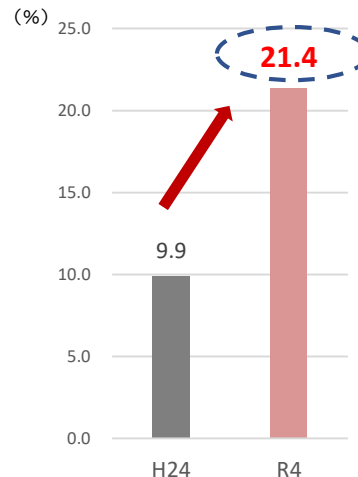
「個別の教育支援計画」を作成している割合



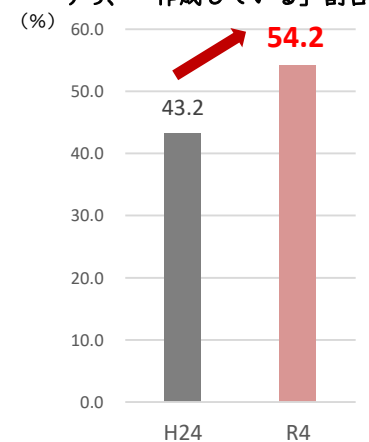
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



「個別の指導計画」を作成している割合



校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(令和4年12月13日)より抜粋】

「I. 児童生徒の困難の状況」について

- 平成24年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から10年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約2.5倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。
- 繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。
- 学校種別に学年間の比較をすると、小学校、中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。
- 中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分になされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校において通級による指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られにくいことなど関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。
- 高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科(普通科・専門学科・総合学科)が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）より抜粋】

「Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況」について

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。
- 「『個別の教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値18.1%（高等学校：推定値10.5%）、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値21.4%（高等学校：10.8%）となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成30年に学校教育法施行規則を改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値54.9%（高等学校：推定値18.2%）となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。
- 福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

2. 最近の動向について

- ④ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告について

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



文部科学省

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員室解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
梅田 真理	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
○奥住 秀之	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役	馬飼野 光一	東京都立荻窪高等学校長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長		
	こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚北小学校長		

(◎：主査、○：副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回（令和5年1月26日）に報告（素案）、第8回（令和5年2月15日）に報告（案）について検討。

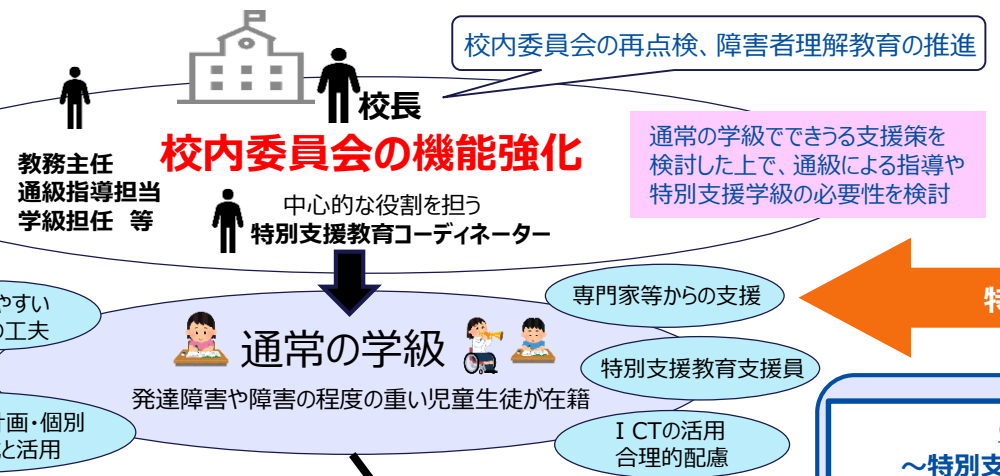
第9回（令和5年3月9日）に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

現状・課題

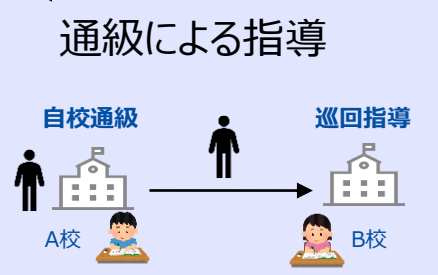
- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実
☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



②通級による指導の充実
☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討



特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実
☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



④インクルーシブな学校運営モデルの創設
～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～
☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

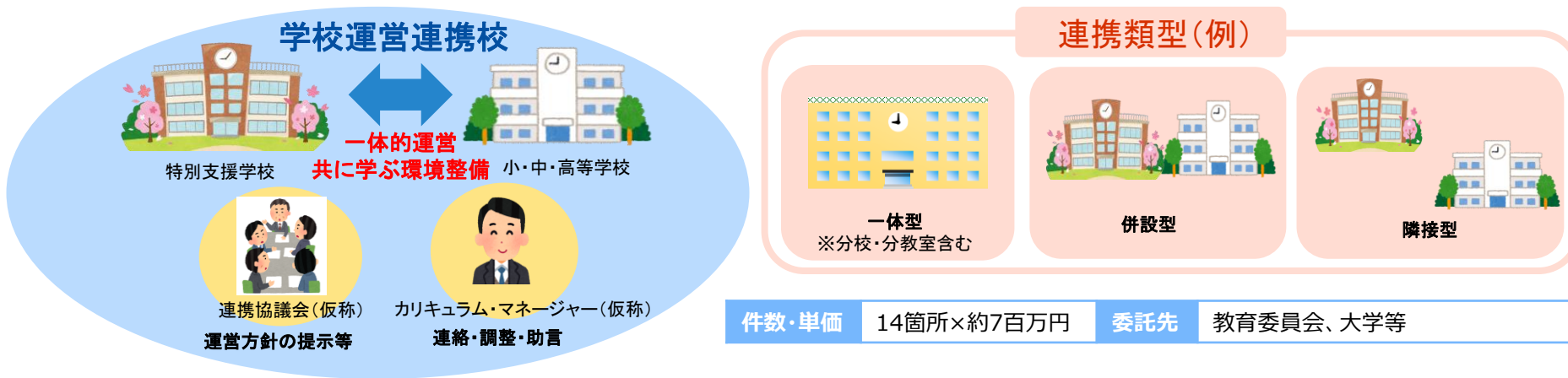
◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。【参考】骨太2023 第4章5（質の高い公教育の再生等）インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

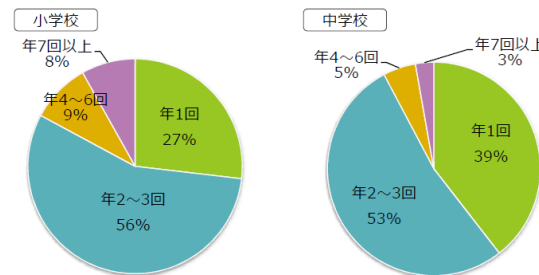
事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校（仮称）」に指定
 - ➡ 学校運営連携校に「連携協議会（仮称）」を設置（構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など）
 - ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャー（仮称）の配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



（出典）障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果（H29）

現状・課題

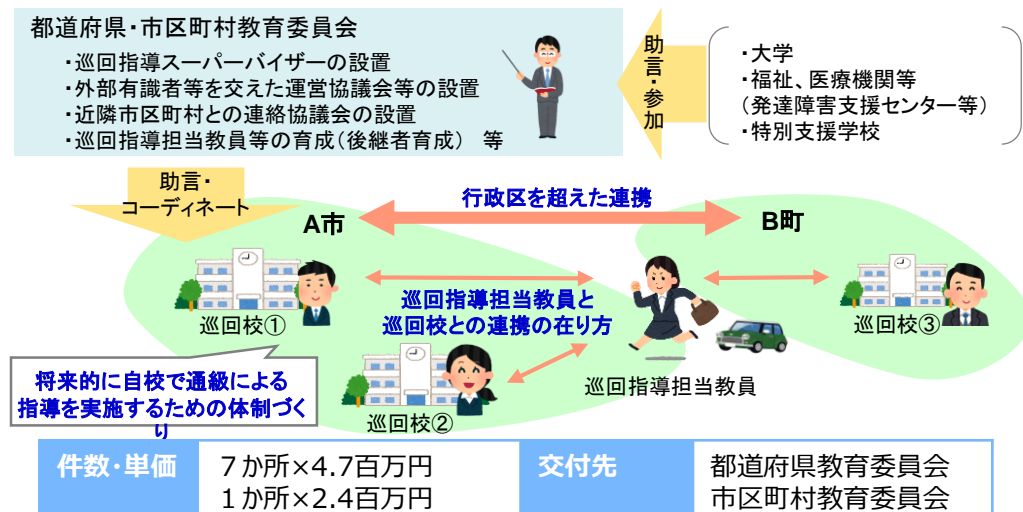
通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約15.4万人、高等学校については約1,700人が受けており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から6年経過したところ。

今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

事業内容

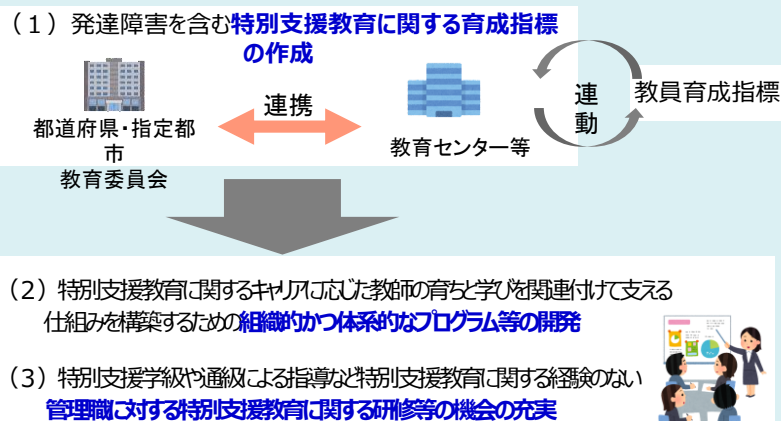
1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 35百万円

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。



2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。



件数・単価	4か所×3.5百万円	交付先	都道府県・指定都市教育委員会
-------	------------	-----	----------------

3. 発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業 7百万円(新規)

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。

件数・単価	1か所×1団体	交付先	民間団体
-------	---------	-----	------

1. はじめに

（略）

- 学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。
- 子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。

（略）

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告について（抜粋）②



2. 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

- 全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。その上で、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となる。

あわせて、校長は特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らも特別支援教育や障害に関する理解や認識を深めるとともに、自身のリーダーシップを発揮して、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当教師等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任等を支えることができるよう、校内支援体制の更なる充実を図ることが必要である。（略）

（校内委員会の機能強化）

（略）

- なお、現状の校内委員会の在り方として、学びの場の検討や個別の支援を中心に検討している傾向が見受けられる。そのため、校内委員会において支援策等を検討する際には、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し対応策を検討することが重要である。

具体的には、まずは通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うことが重要である。その上で、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討する。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討するなど、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切である。（略）

- 小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場は、子供の発達の種類、適応の状況や取り巻く環境等を勘案しながら変更ができることを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の児童生徒への支援）

（略）

- 平成25年の就学先決定に関する制度の見直しにより、就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重することとなっている。そのため、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、小中学校へ一定数程度就学している状況である。
- これらの児童生徒に対しては、特別支援学校のセンター的機能としての特別支援教育の専門性を有する教師による指導や支援、通級による指導、特別支援教育支援員の配置、教室内における障害の程度等に応じた合理的配慮などの支援が行われているが、更なる充実を図ることが求められる。
- なお、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学前、就学時、そして就学後も継続して教育相談を行うことが重要である。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが重要である。

（特別支援学校を含む複数校が一体的に取り組む特別支援教育体制の構築）

- インクルーシブ教育システムとは、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの場であっても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶ環境を整えるものである。障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が在籍している小中学校ではその環境を整えやすいが、障害のある児童生徒のみが在籍している特別支援学校では、その立地場所も影響し難しい場合がある。その結果、特別支援学校においては、例えば年に一度の文化祭等で地域の小中学生を招待するにとどまるなど、必ずしも共に学ぶ機会が十分でない状況が見られる。
- （略）各関係者においては、例えば、同じ敷地内で特別支援学校の高等部と定時制高等学校を設置し、校長をはじめとする教師が両校を兼務することにより柔軟な運営を図るなど、独自の工夫がなされている取組もある。国においてもよりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高める取組が必要。
- そのため、現在の多様な学びの場を維持しつつ、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等のリソースを活かし、自治体等の判断により、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設する取組を進めることが必要と考えられる。
- 具体的には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校を含めた2校以上で連携しそれぞれの学校が有する教育効果を高め合いながら取り組もうとする教育委員会及び学校をモデル事業として支援することにより、一つの新たな可能性を示すべきである。その成果を踏まえ、他の地域への展開や制度化も含めた更なる検討が可能であると考えられる。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

(加速化プランの推進)

(略)「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援」の強化や若い世代の所得向上に向けた取組(※)を、(中略)政府を挙げて取り組んでいく。

※(略)多様な支援ニーズへの対応(社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援)。

(こども大綱のとりまとめ)

(略)こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児等を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

(略)また、難聴対策、難病対策、移植医療対策、慢性腎臓病対策、アレルギー疾患対策、メンタルヘルス対策、栄養対策等を着実に推進する。

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

(略)教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りをもってこどもに向き合うことができるよう、(略)指導・運営体制の充実(※)、育成支援を一体的に進める。

(※)効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

(略)インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実(※)等を図る。

(※)特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用等を含む。

(略)新しい時代の学びの実現に向けた環境を整備(※)しつつ、(略)学校安全を推進する。

(※)(略)特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を含む計画的・効率的な整備等。

2. 最近の動向について

⑤特別支援教育を担う教師の専門性向上

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.0%、中学校で73.2%(令和4年度)。

※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は83.0%（令和3年度時点）。

○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校） ※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,027(約70%)	429(約29%)	8(約1%)	1,464

調査結果：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学級等での教職経験無
小学校	4.3%	24.5%	9.3%	70.0%
中学校	3.0%	21.7%	6.8%	73.2%
義務教育学校	0%	12.5%	0.0%	87.5%

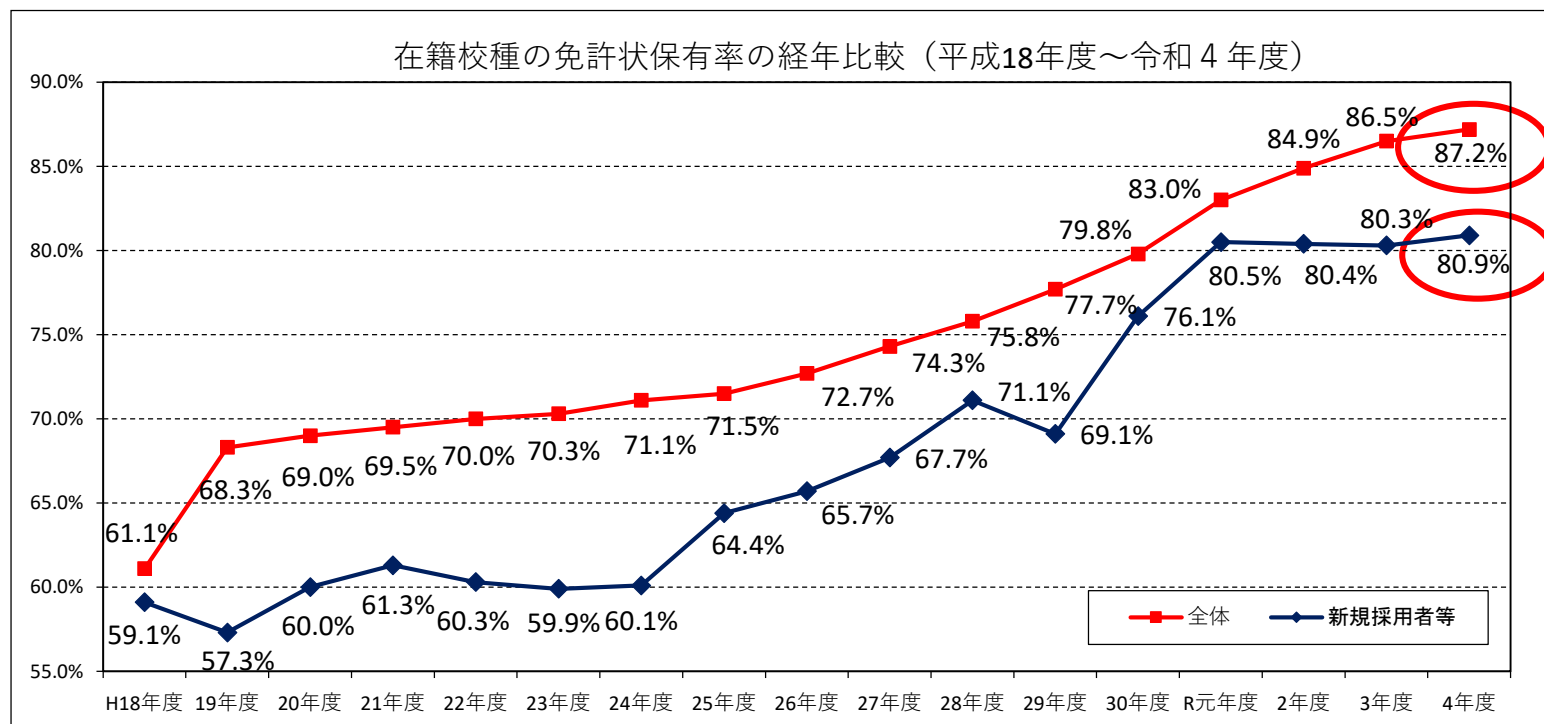
(出典) 令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和4年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

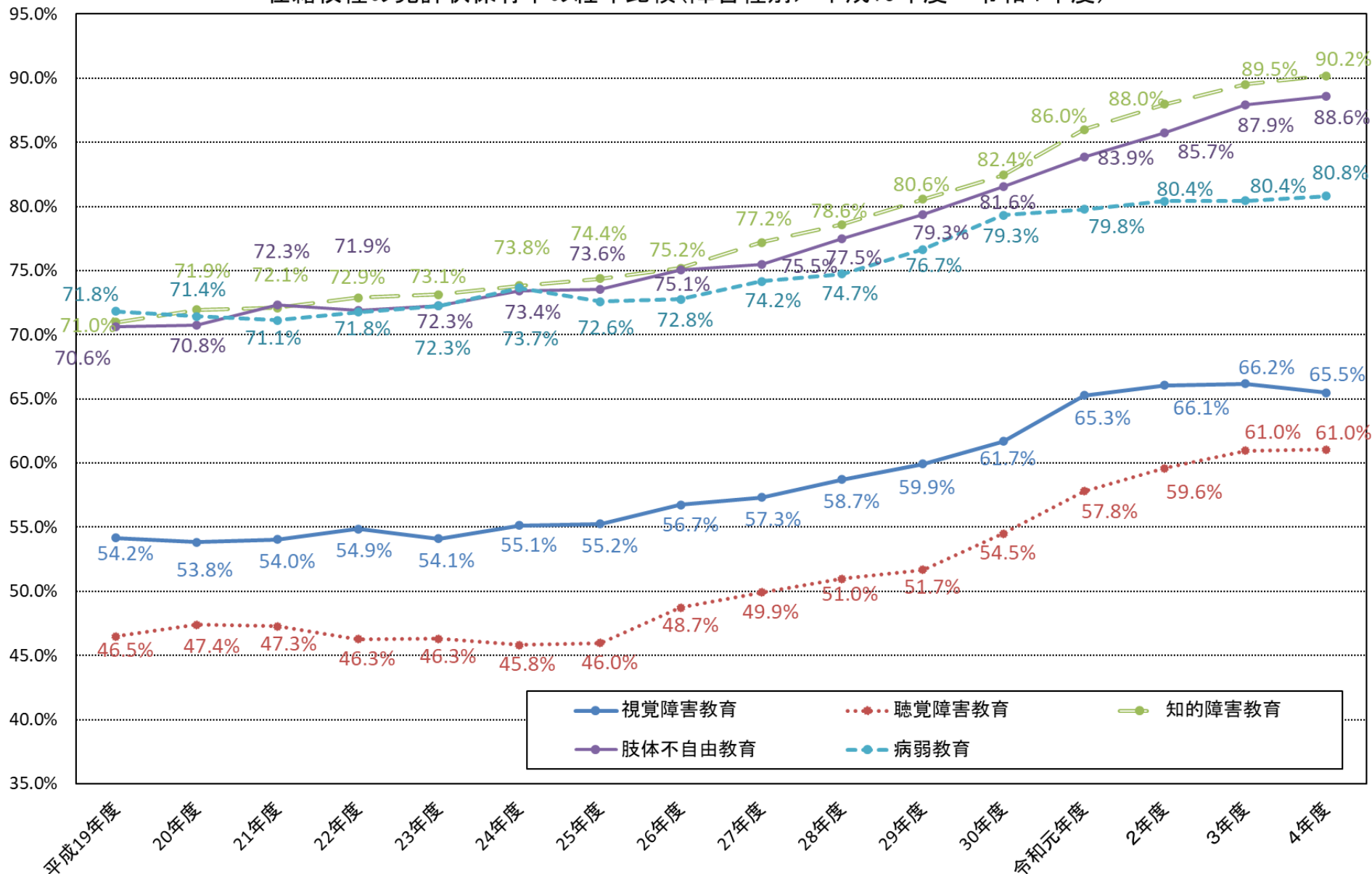


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和4年度）



特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方  教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) その他関連事項

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅 (10年目～)

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、**R6年度には実現**できるよう取り組む。

についての通知 (令和5年3月29日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和4年12月26日に公表した「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等 中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考に、令和6年度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

(通知より引用)

第2 教職員人事に関する各種施策

5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

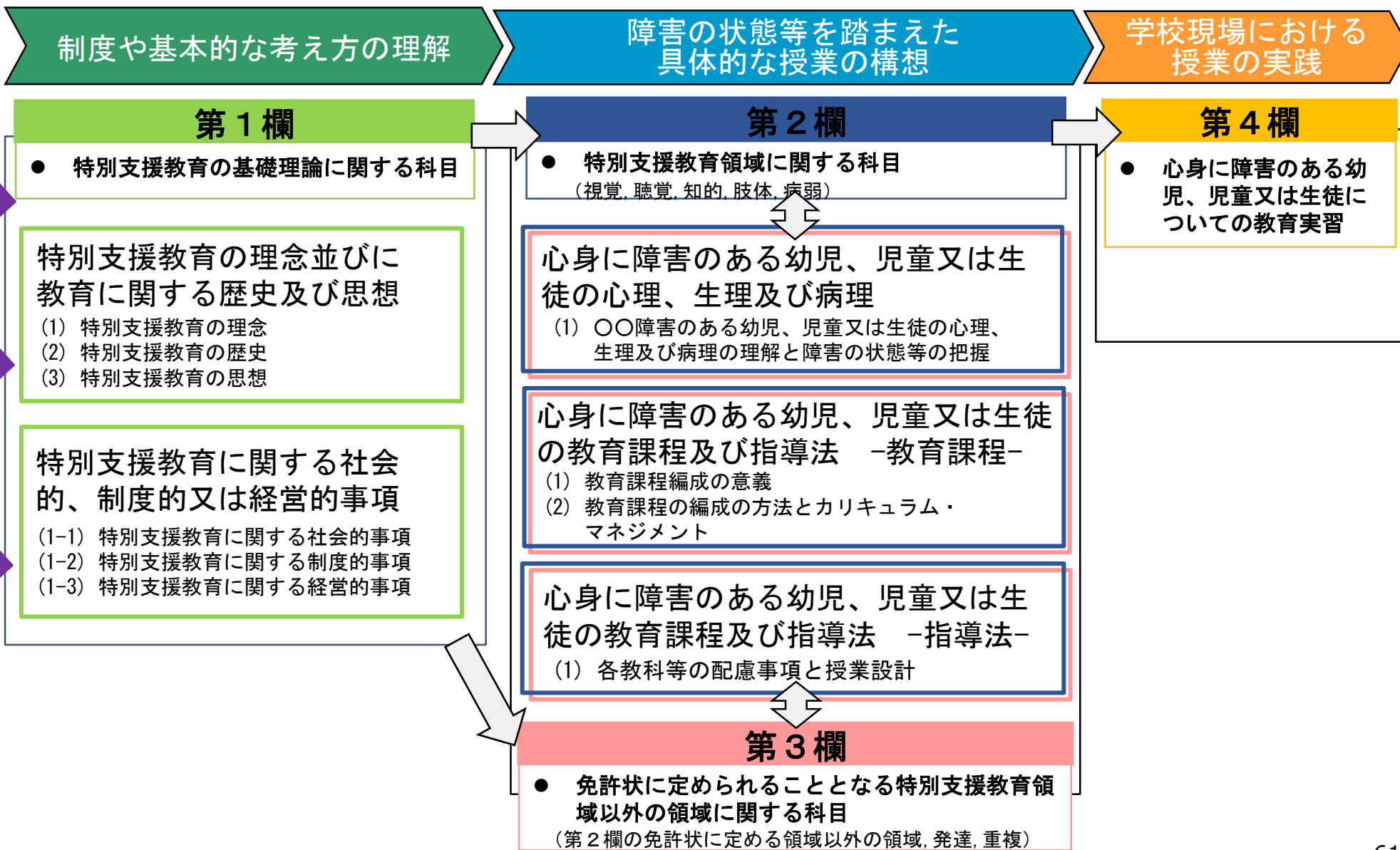
特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の要請、採用、研修等に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)において、教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うことや、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果(令和4年4月1日現在)では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約2割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約6割であった。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約8割で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、令和6年度からの実現に向けて取組を一層促進されたいこと。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月1日教員養成部会）の教授内容との関連



2. 最近の動向について

⑥病気療養児に対する支援（遠隔教育について）

小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする**必要がある。

改正内容

- 小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）
- 高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ **当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。**
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、**動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。**
- ・ （小・中学校段階のみ）**当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。** 等

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和6年度要求・要望額 1.4億円
(前年度予算額 1.3億円)



文部科学省

現状・課題

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導方法の確立が求められている。また、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業 1億円（新規）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

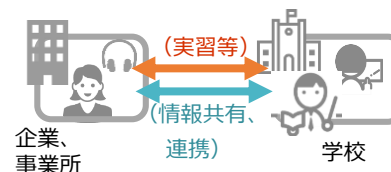
件数・単価	5箇所×約21百万円	委託先	都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体
-------	------------	-----	------------------------



● 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 8百万円（5百万円）

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

件数・単価	3箇所×約2.6百万円	委託先	都道府県教育委員会
-------	-------------	-----	-----------



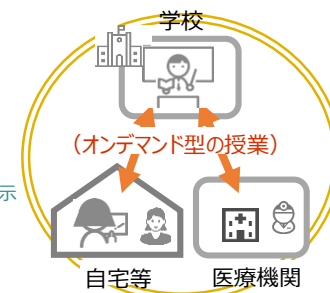
● 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 22百万円（22百万円）

病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

実施状況・課題の整理
効果的な実施方法の提示

件数・単価／研究費	7箇所×約2百万円／8百万円	委託先	都道府県教育委員会、民間団体
-----------	----------------	-----	----------------



担当：初等中等教育局特別支援教育課

2. 最近の動向について

⑦ 医療的ケア児への支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
 - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように
→に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支 援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（教育を行う体制の拡充等）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

● 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

学校における医療的ケア

特定行為 (※)

- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

※認定された教職員等(認定特定行為業務従事者)が一定の条件の下に実施可能

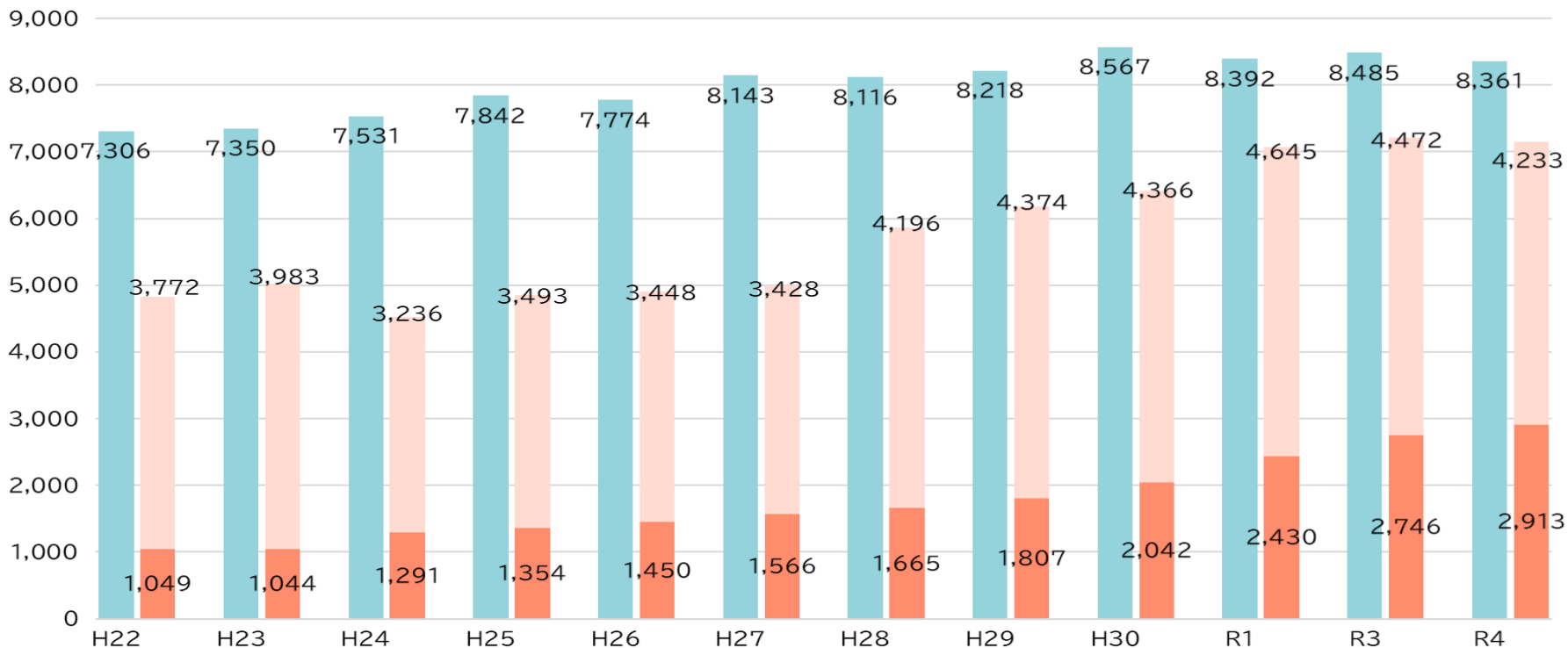


特定行為以外の、学校で行われている医行為(看護師等が実施)

〔本人や家族が医行為を行う場合、違法性が阻却されることがあるとされている。〕

学校に在籍する医療的ケア児の数(特別支援学校)

- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数は直近調査では微減



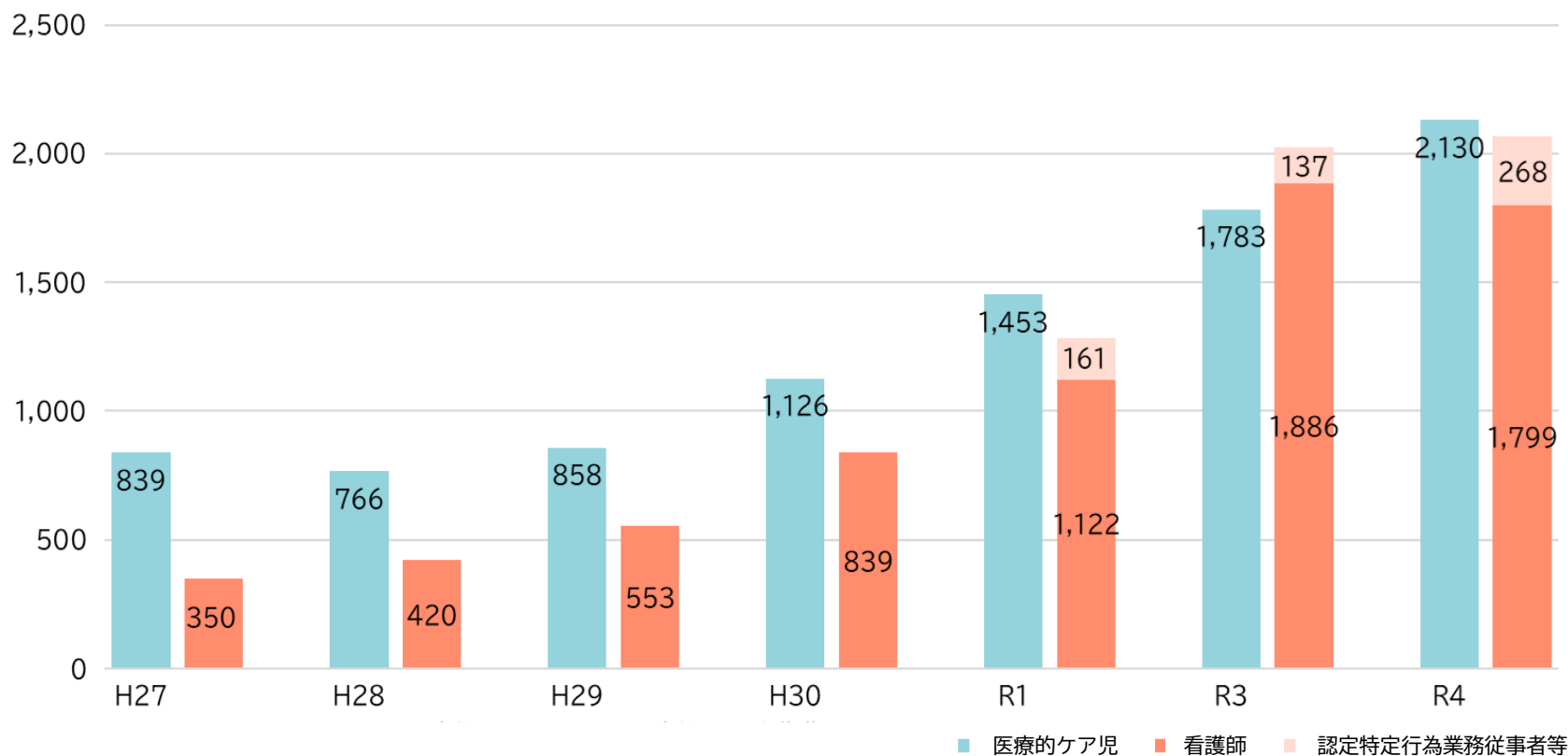
※ 調査対象

H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外
R1～ 国立・私立の特別支援学校を対象に追加

■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

学校に在籍する医療的ケア児の数(小中学校等)

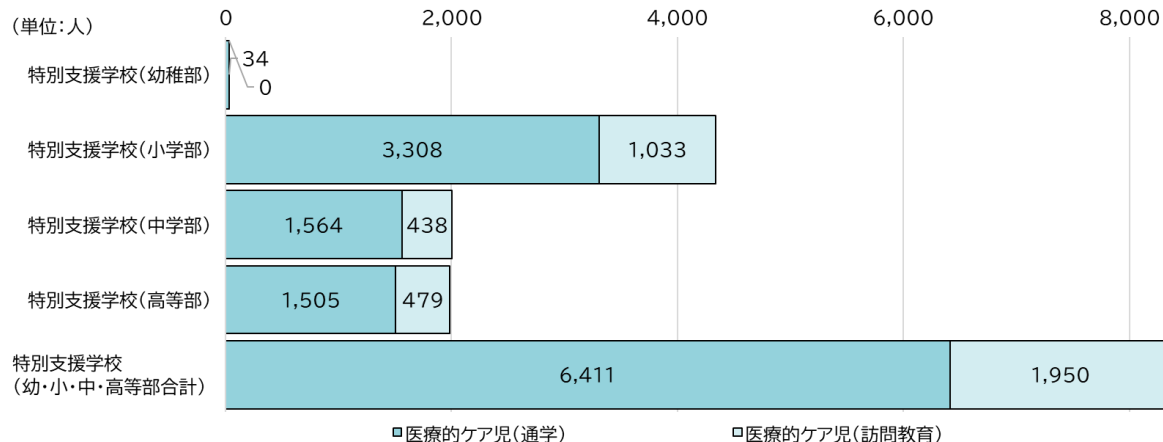
- 小中学校等に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向



※ 調査対象

H30～ 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、高等学校(通信制を除く。)を対象に追加

・ 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

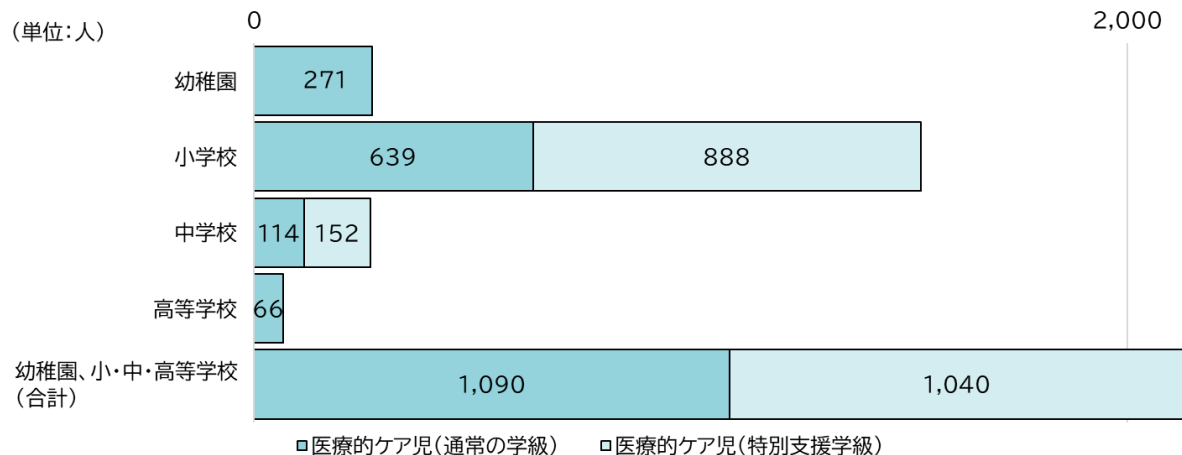


8,361人 (R3 8,485人)

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	33	1	34
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	8	3,300	0	3,308
	訪問教育	0	1,033	0	1,033
中学部	通学	2	1,562	0	1,564
	訪問教育	0	438	0	438
高等部	通学	1	1,504	0	1,505
	訪問教育	0	479	0	479
計	通学	11	6,399	1	6,411
	訪問教育	0	1,950	0	1,950
	計	11	8,349	1	8,361

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校

・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



2,130人 (R3 1,783人)

学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	104	166	271
小学校	通常の学級	3	625	11	639
	特別支援学級	0	888	0	888
中学校	通常の学級	1	104	9	114
	特別支援学級	0	152	0	152
高等学校	通常の学級	0	33	33	66
計	通常の学級	5	866	219	1,090
	特別支援学級	0	1,040	0	1,040
	計	5	1,906	219	2,130

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園
小学校 1,333校
中学校 240校
高等学校 52校

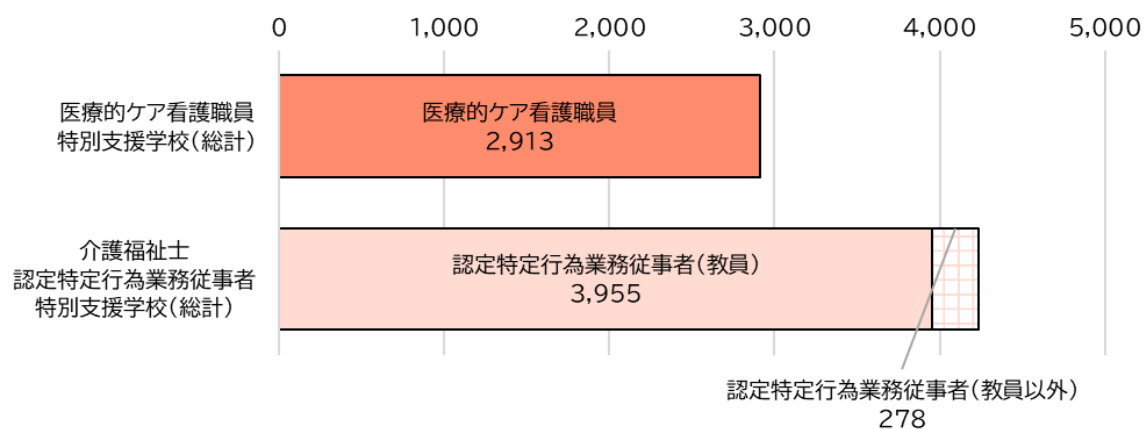
※ 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

※ 令和3年度の数値は、令和3年5月1日時点の数値。

※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児 ②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R4.5.1現在) 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数

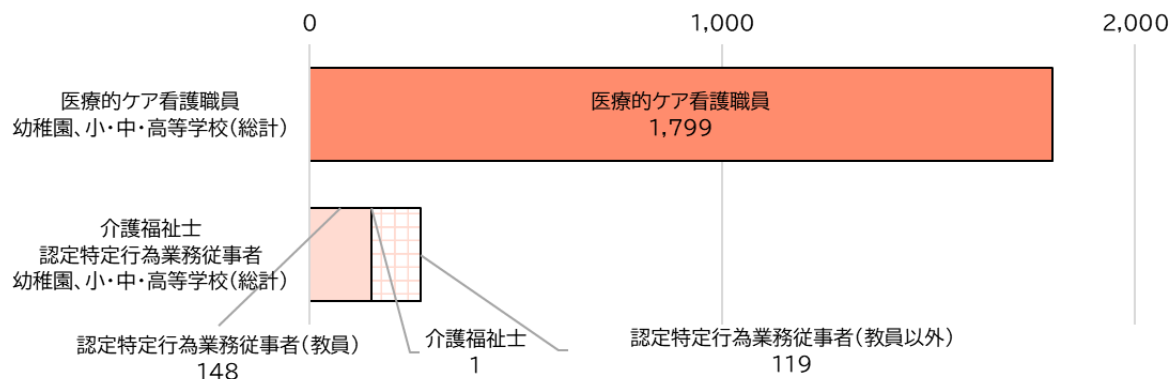
・ 特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,146人** (R3 7,218人)



週当たりの 所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託 (※2)
19時間25分未満	0	1,022	144
19時間25分以上 23時間15分未満	0	105	0
23時間15分以上 31時間00分未満	0	1,090	68
31時間00分以上 37時間30分未満	0	112	4
37時間30分以上	329	22	17
計	329	2,351	233

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間(始業時間から終業時間までの時間から所定の休憩時間を除いた時間)を回答。
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

・ 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,067人** (R3 2,023人)



週当たりの 所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託 (※2)
19時間25分未満	0	565	338
19時間25分以上 23時間15分未満	1	124	20
23時間15分以上 31時間00分未満	0	378	62
31時間00分以上 37時間30分未満	0	205	38
37時間30分以上	43	20	5
計	44	1,292	463

※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
 ※ 看護師のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。
 ※ 看護師の数は、令和3年度調査は国公立ともに各学校が回答しているが、令和4年度は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

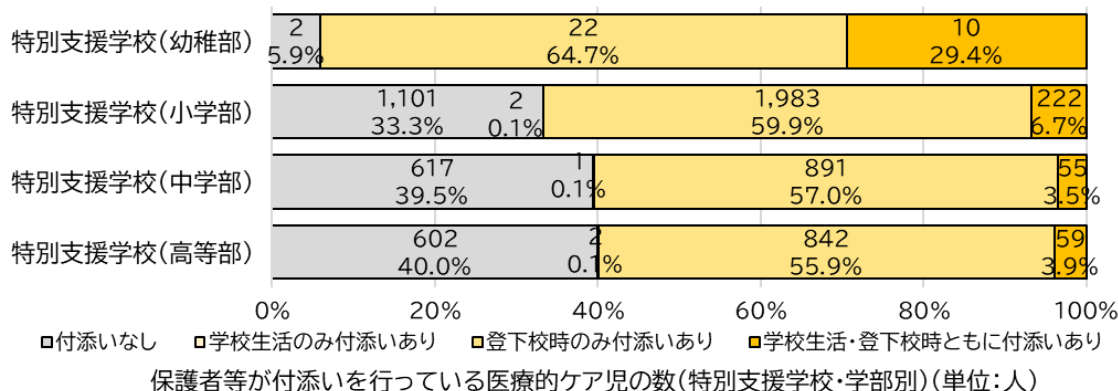
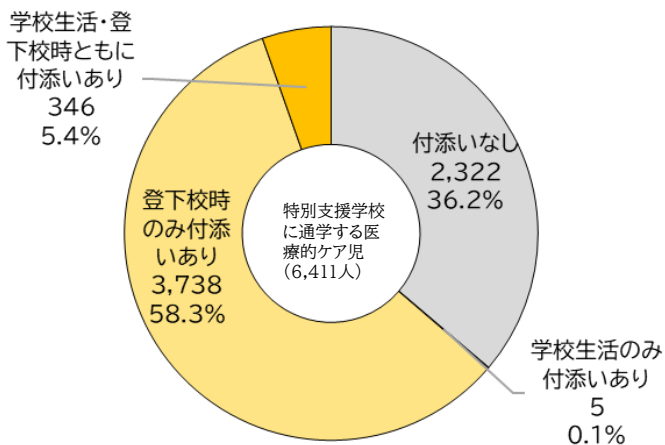
令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査

5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

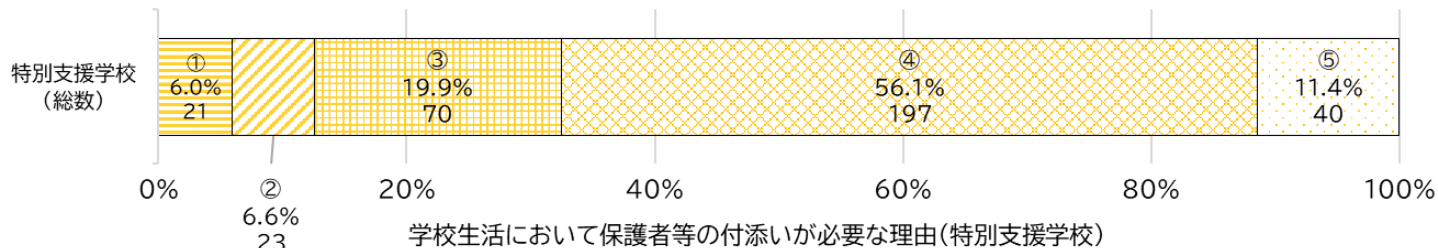


- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,411人)のうち、
 - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **351人 (5.5%)**
 - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,738人 (58.3%)**
 - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **2,322人 (36.2%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(351人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」**197件(56.1%)**が最も多く、その他の理由としては、「健康状態が不安定」などがある。

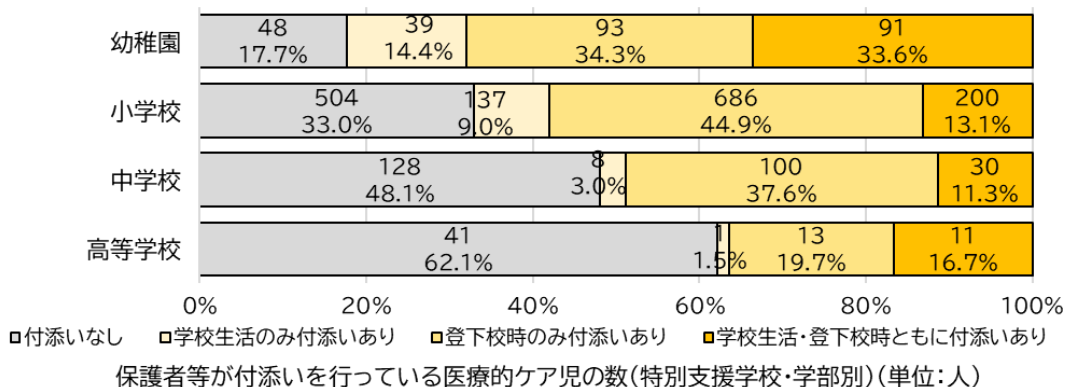
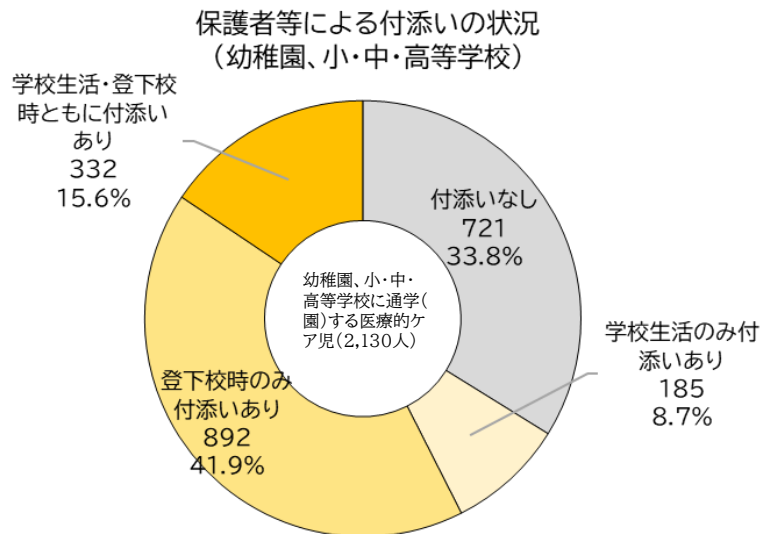


- 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

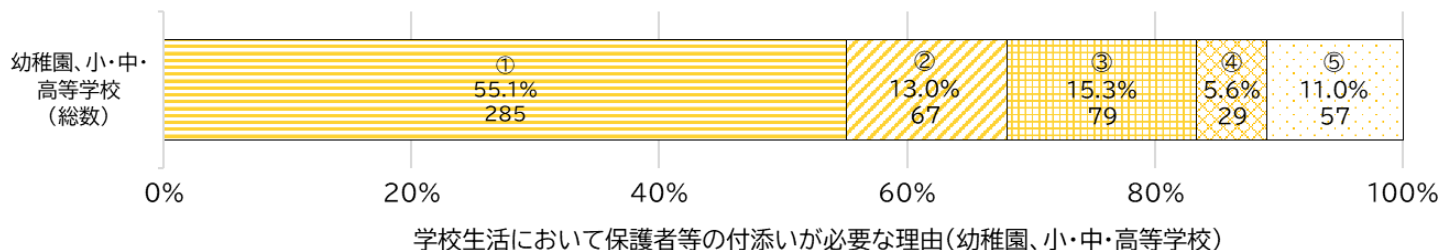
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,130人)のうち、
 - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **517人 (24.3%)**
 - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **892人 (41.9%)**
 - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **721人 (33.8%)**



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(517人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」**285件(55.1%)**が最も多く、その他の理由としては、「保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

- 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

- ①学校における働き方改革の推進
- ②GIGAスクール構想の着実な実施
- ③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応

のため

- ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
- ②情報通信技術支援員（ICT支援員）
- ③医療的ケア看護職員
- ④特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和4年度は10,650人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和4年度は4校に1人を配置するために必要となる経費について地方財政措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和4年度は各自治体等における配置に係る経費を補助するため、3,000人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和4年度は67,300人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,550人分 (←3,740人分) ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

社会的な要請に対応できる看護師の養成事業

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** (435人分)

学校における医療的ケア実施体制の拡充

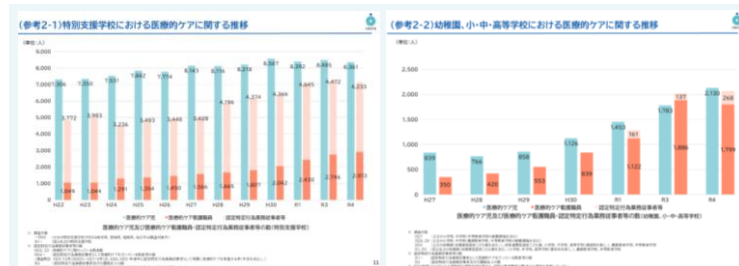
令和6年度要求・要望額

0.4億円（新規）



現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における医療的ケア児の教育体制の拡充や保護者の負担軽減に向け、
(1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
(2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する課題や事例を整理する調査研究を実施し、取組を推進する。



- 特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R4 **8,361**人 (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和4年度)
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **7,146**人
- 幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R4 **2,130**人
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **2,067**人

事業内容

(1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、**保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。**
(教育委員会 9箇所×約2百万円)

<取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

II 付添いに係る**ガイドライン等の策定・見直し**

※付添いがなくても安心・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理/各学校で共通して取り組む事項の整理 等

III 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



②見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



③成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知



(2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

- **安定的な医療的ケア看護職員**の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、**配置方法等に関する調査研究を実施する**
(民間団体等 1箇所×約15百万円)

①これまでの事業の成果も踏まえた取組の整理等

これまで実施してきた事業の実施状況や成果も踏まえつつ、ヒアリングの観点や事例収集等の方向性を検討。

②ヒアリング・分析

ヒアリングを実施するとともに、事例の周知に向けた分析を実施



③成果の周知

収集した事例をまとめ、全国へ周知



※ 大学等における医療的ケア児支援に向けた看護師養成のための教育プログラム開発を実施する事業も踏まえ、**大学と連携した取組**や**大学を活用した人材確保の取組の収集**等も想定

担当：初等中等教育局特別支援教育課

小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、[教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表](#)するとともに、「[小学校等における医療的ケア実施支援資料](#)」を公表しています。

教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、[医療的ケアに関する定義や考え方](#)、[医療的ケアの内容や現状](#)を踏まえ、[文部科学省の取組等](#)について解説。

20分で学べる! 校内研修にも活用できる!!

**NITSの
オンライン講座**

動画配信サイト「YouTube」で20分の講義動画を配信しています。

NITS
National Institute for
School Teachers
and Staff Development
独立行政法人教職員支援機構

NITS 校内研修シリーズ 検索

校内研修シリーズ

学校における医療的ケアについて

文部科学省初等中等教育局視学官
(併) 特別支援教育課特別支援教育調査官
菅野 和彦

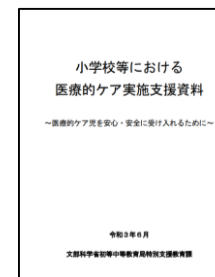
小学校等における医療的ケア実施支援資料

[医療的ケアの内容の把握](#)や[小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等](#)の参考となるよう、[小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理](#)。

- (参考)
- 第1編 医療的ケアの概要と実施者
 - 第2編 学校における受入れ体制の構築
 - 第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



文部科学省HP



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル (看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2: 酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～: 地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

令和5年度地方財政措置（主なもの）

単独事業

◇特別支援教育支援員の配置に係る経費【拡充】

障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員 69,500人分（対前年度2,200人分増） の配置に必要な経費について措置。

＜普通交付税＞



◇特別支援学校スクールバス購入費等（運行経費含む）

＜普通交付税＞

補助事業

◇切れ目ない支援体制整備充実事業【拡充】（令和5年度予算 約35億円）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、学校における医療的ケアに関する実施体制の拡充等を図ることが求められていることなどを踏まえ、特別支援教育の推進に向け、必要な経費について措置。＜普通交付税＞



◇障害のある児童生徒等の就学支援（特別支援教育就学奨励費負担金・補助金） （令和5年度予算 約130億円）

地方自治体における特別支援教育就学奨励費の実施状況を踏まえた所要の経費に加え、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の単価改定に伴う経費について措置。

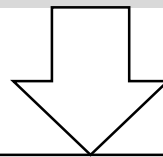
＜普通交付税・特別交付税＞

2. 最近の動向について

⑧ 強度行動障害について

「強度行動障害」とは

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を意味する用語



- × もともとの障害
- その人の状態のこと

強度行動障害になりやすいのは



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、**障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。**
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①**広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策**
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②**グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策**
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、**各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※**していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。**幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。**
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、**福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。**
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、**専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。**

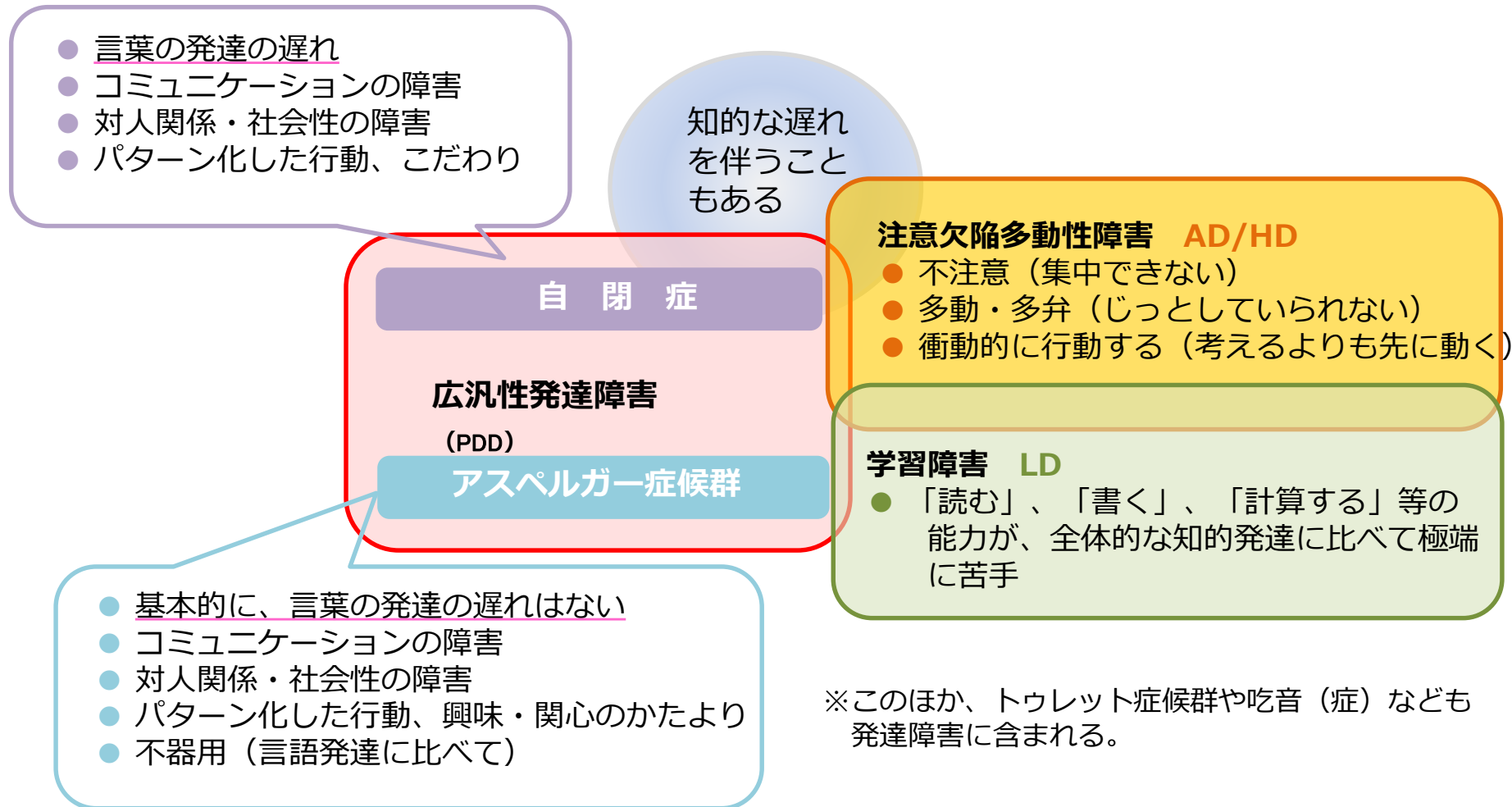
6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、**医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。**
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、**入院中から福祉との連携を行うことが重要。**また、入院の長期化を防止する観点からも、**精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。**
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、**治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。**また、**日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。**

3. 参考情報

自治体や学校で活用いただける研修等コンテンツを紹介しています。是非御活用ください。

代表的な発達障害



(参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

- 強度行動障害: 激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- 高機能: 知的な遅れを伴わないこと。
- 自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
- 発達凸凹(でこぼこ): 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



文部科学省

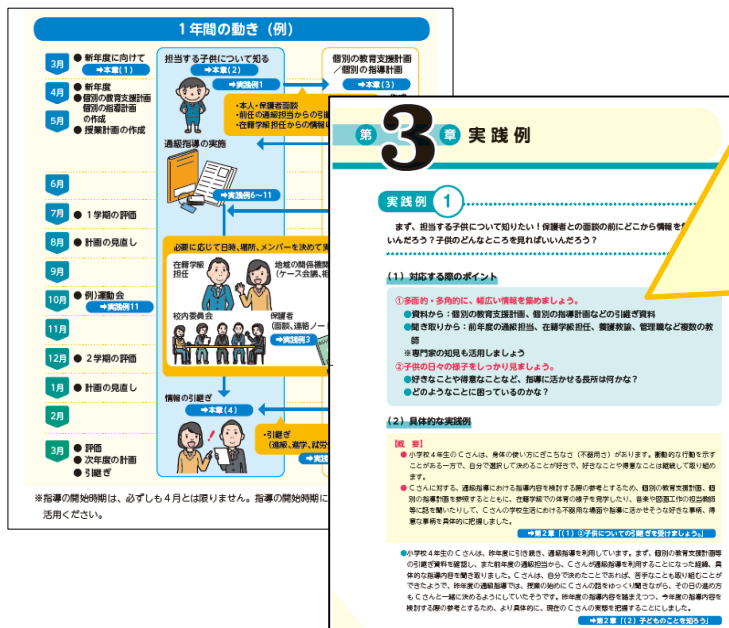
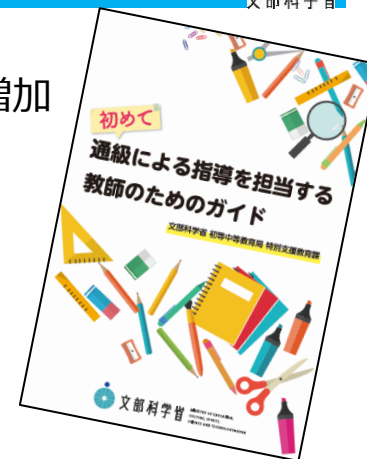
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



(保護者面談の様子) (子供の指導の様子)

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）の概要

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能


3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の**参考様式**を提示。

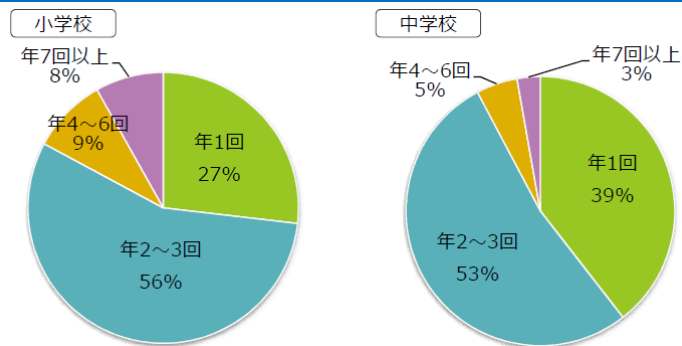
詳細はこちら（文部科学省HP）



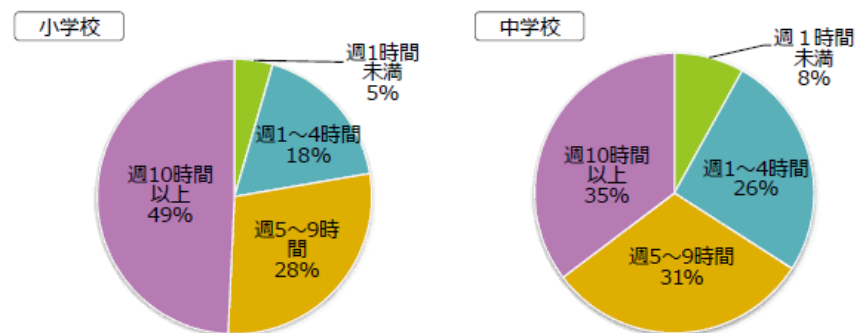
「交流及び共同学習」とは

- ◆ 交流及び共同学習とは、**障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動**であって、
 - ・ 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐむことも目的とする**交流の側面**と、
 - ・ 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある。
- ◆ 実施に当たっては、それぞれの子供が、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感**をもちながら、**充実した時間**を過ごしていることが重要。
- ◆ 小・中学校や特別支援学校の**学習指導要領等**の記載に基づき、特別支援学校と小・中学校等との間（学校間交流）や、特別支援学級と通常の学級との間で行われる。

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況



特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習



【事例1】音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習

- 小学校5年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（5時間）
- 5年生の総合的な学習の時間で、**規範意識・命の尊重・ちがいの尊重と認め合いの学習**を行う中で、音楽の演奏等を通じた交流及び共同学習を実施



【事例2】大玉転がし等を通じた交流及び共同学習

- 中学校1～3年生と特別支援学校（知的障害）
- 総合的な学習（4～6時間）
- 特別支援学校の生徒とスポーツを共に行うことで、**障害のある生徒の立場で物事を考えること**を学び、**障害者への理解**を深める



◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

<音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

<障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>

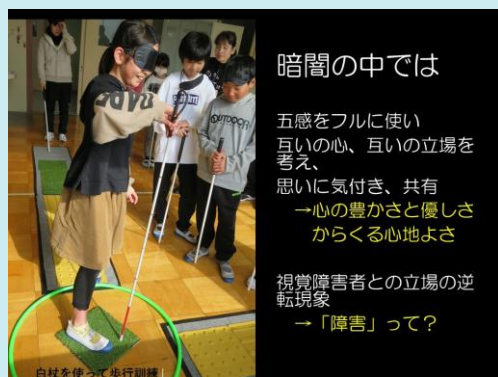


※青森県

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 (長野県) 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領
「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



心のバリアフリーノート

経緯

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- 平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- 平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- 令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。**

内容・構成

- 様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)を作成。**

- 「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



バリアフリー

バリアフリーの「バリア」とは、英語で障害(かばい)という意味です。つまりバリアフリーとは人々が移動するときに障害になっているバリアをなくすことです。

物理的なバリア
出入口や通路に障害がある等
電車のバスなどの公共交通機関、乗降や乗物などで、利用する人に不便をきたせる物のありかたのことです。
例: ① 歩道やブロックの上にある段差、② 建物壁での段差

制度的なバリア
障害を理由に就業の試験が受けられない等
生活のルールや制度によって、その人持っている能力を出さずじまいな状態をうけているありかたのことです。
例: ① 障害による就職が困難なことを理由に、学校の入試、就職や資格試験などの受験や免許などを受けられないこと制限する。

文化・情報面でのバリア
日常生活を送る上で必要な情報にアクセスしにくいことなど。
例: ① 情報のみによるアクセス、② 音声・手話通訳のない視覚情報、③ 音声・手話通訳のない視覚情報、④ 音声・手話通訳のない視覚情報

意識上のバリア
「自分だけが障害者だと認識している」等
偏見・差別、偏見や差別、差別などが、他人を苦しめたりするバリアのことです。
例: ① 障害がある人に対する偏見や差別、② 障害がある人に対する偏見や差別、③ 障害がある人に対する偏見や差別

学習シート

基本的な理解

バリアフリーに関する基本的な理解の学習

バリアフリーとは、

① 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

② 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

③ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

④ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑤ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑥ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑦ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑧ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑨ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑩ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

※グループやクラスで話し合ってみよう。

学習シート

留意点

バリアフリーに関する留意点の学習

バリアフリーとは、

① 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

② 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

③ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

④ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑤ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑥ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑦ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑧ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑨ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

⑩ 障害のある人、障害のない人、ともに生活しやすいように、

※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm）をご確認ください。

視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）

※生活の教科書は令和6年度から発行。



季刊誌

特別支援教育

令和5年夏 第90号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

【特集】各教科等における資質・能力の育成のためのICT活用

- 視覚に障がいのある児童生徒の各教科等の資質・能力を伸ばすICT用
- 聴覚に障害のある児童の思考力を育むための学習支援アプリの活用
- ICTを活用した高等部美術科における授業実践
- 肢体不自由特別支援学校におけるICT機器を活用した数学科の指導
- 中学三年国語科のICTを活用した取組
- 読み書きに難しさのある児童のICT活用
- 特別支援教育におけるICT機器の効果的な活用

【巻頭言】メタバースは教育をどう変えるか

Meta 日本法人 Facebook Japan 公共政策本部長 小俣栄一郎

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

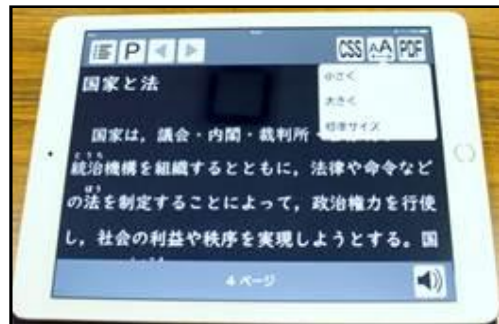
本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。



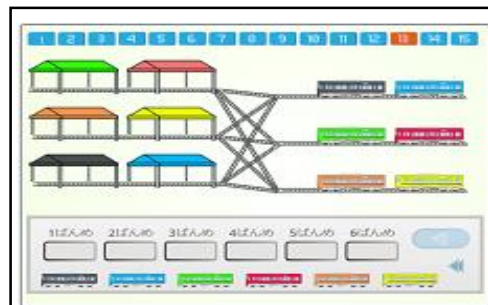


➤ 1人1台端末の表示変換機能【視覚障害】



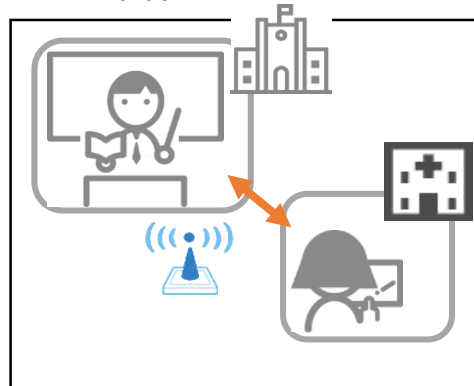
1人1台端末の拡大機能、白黒反転機能、リフロー機能により、自分にとってもっと見やすい状況を実現できる。

➤ 抽象的な事柄を視覚的に理解【知的障害】



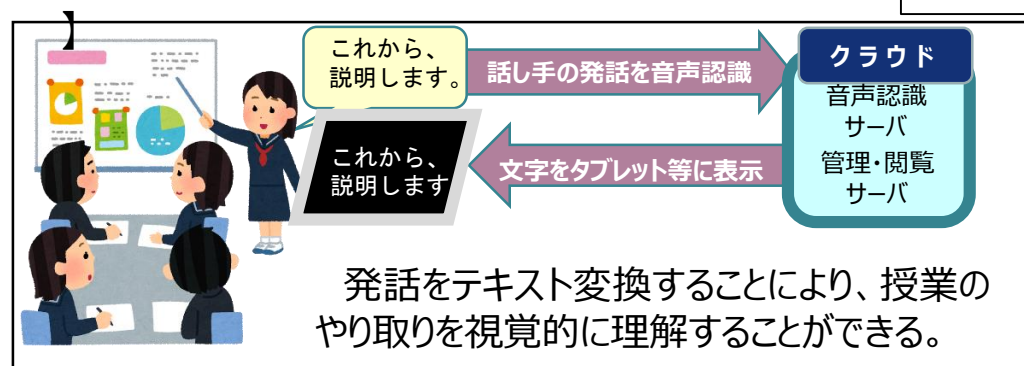
例) 視覚的に学べる教材により、算数での集合数と順序数の概念の違いといった抽象的な概念を理解することができる。

➤ 授業配信【病弱】



学校と入院中の児童生徒がいる病院をつなぎ、同時双方向型の授業配信を行うことができる。
録画した授業を体調のよい時にオンデマンドで視聴することも可能となる。

➤ 授業中の発話を見える化【聴覚障害】

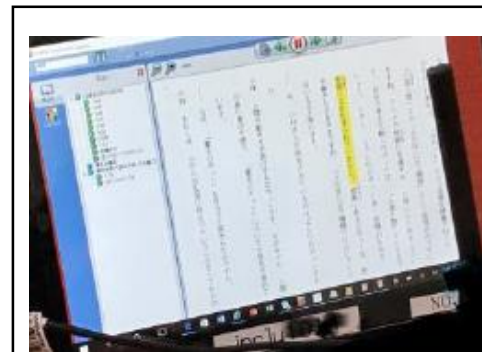


➤ 補助具等の活用【肢体不自由】



画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器、ジョイスティックやトラックボール、ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器、身体状況に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器、支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

➤ 読み上げ機能や書き込み機能の活用【発達障害】



例) 文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能

例) 文章を書いたりすることが苦手な児童生徒に対して、書き込み機能の活用により表出の支援が可能

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。(合理的配慮の提供)

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。(自立活動の関連付け)



詳細はこちら
(文科省HP)



12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

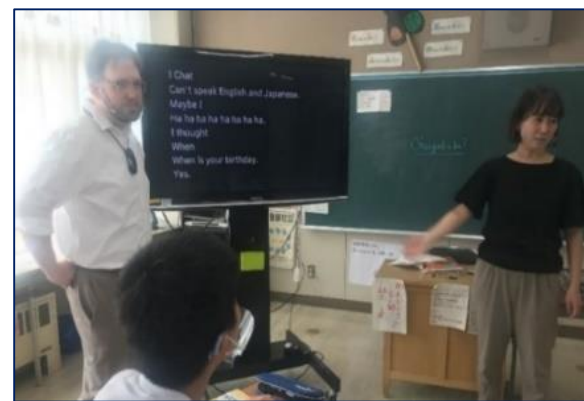
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。




詳細はこちら
(文科省HP)



学校における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

- ✓ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律[※]」では、教職員、児童・生徒等に対し、障害及び障害者に関する理解を深めるための**研修の実施、普及啓発、相談体制の整備**、障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの**とされています。
- ✓ 本取組例も参照の上、積極的な体制整備、取組をお願いいたします。

(※) 平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
① 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 ・各学校で虐待防止に関する研修を実施 ・いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 ・学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 ・各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） ・障害理解促進のための冊子の作成
② 各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 ・スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 ・特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 ・他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 ・児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
③ 各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 ・事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） ・人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④ 当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰防止月間の実施 ・障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) ・体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 ・障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

全体版は
こちらから！



※ 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」 [令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- 「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
 - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
 - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
 - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
 - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や相談窓口の周知
- 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分
 - 懲戒免職（原則）や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
 - 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討

生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

1. 教材・指導の手引きの内容

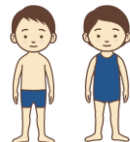
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、**障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。**

(主な教材の内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等

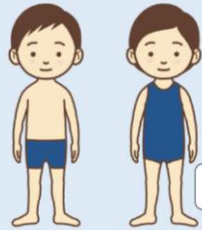


2. 今後の取組

令和3年度から本教材等の周知を行うとともに、本教材を活用した実証事業を実施予定。当該事業の成果も踏まえ、教材等の改善を図る。

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないんだね!

くち・かお もだいじだよ!



小学生（低・中学年向け）教材例

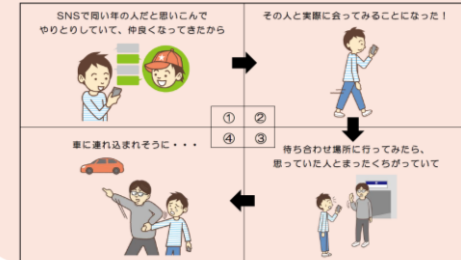
ワークシート

びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？



小学生（高学年）向け教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいいていい人なのかな？



中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手から
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

- 身体的暴力
- 精神的暴力
- 性的暴力
- 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていますか？

- 相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現
- 愛があれば暴力は許される
- 男は強引なほうが、女は柔順なほうがいい

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切に
にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、
相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

- 自分を大切に
- 相手を大切に
- 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を
撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を
送ったり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られたら、
そのままにしないで
信頼できる人に相談しましょう



高校生（卒業直前）・大学生・一般向け
啓発資料例

お互いの心と体を
大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。
しかし、望まない性的行為によって、その権利が侵害されてしまいます。

この冊子には、自分心と体を大切に、
周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。

一人て、あるいは周りの人と一緒に読んで、
今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

各段階の教材・指導の手引き等は、以下のURL及び左記QRコードよりダウンロード
できます。

各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

